

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

鹿嶋 正二

はしがり

「拾遺抄」以下單に「抄」のテキストとしては群書類從所收本を用ゐ、それに靜嘉堂文庫所藏傳世尊寺行孝筆本以下單に「靜嘉堂本」とよぶ。「抄」の現存最古寫本と思はれる上、歌數・歌句に於ても類從本と甚しい異同があり、それ略稱する。等を参照した。靜嘉堂本は、墨付百卅六枚大和綴の古寫本一冊で、左の奥書がある。

貞和三年八月中旬以九條拾遺三品（朱筆）隆朝本書寫訖

兩度加校合了

隆朝は隆博の子。文保二年十一月敍從三位非參議。元徳元年二月十二日卅四歲任侍從。貞和三年には非參議正三位侍從であつた。この本は、「抄」の現存最古寫本と思はれる上、歌數・歌句に於ても類從本と甚しい異同があり、それらの中には寧ろ靜嘉堂本により訂正せらるべきものが可成り存するので、かた／＼この本を有力な參考本文に撰んだのである。「拾遺集」以下單に「集」とよぶ事あるべし。の方は、天福元年定家校訂本を使用した。此らの底本に對する書誌的吟味

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

は、當然序説として詳論さるべきであるが、紙幅の都合より他日の發表を期する事にした。

一

「抄」及「集」の撰述事情並に成立年代に關しては衆説區々として何れに依據すべきか判定に苦しむものがある。その撰述の先後について論じたものは、大別して

(一)「抄」は「集」を抄出す

顯昭後拾遺抄所引一説。袋草紙。和哥色葉集。和哥現在書目錄。古來風鉢抄。三代集之間事。井蛙抄よるのつる。東野洲閣書。契沖和哥拾遺六帖。武田祐吉博士後述論文。西下經一氏「日本文學大辭典」解説。等。

(二)「集」は「抄」を増補す

群書類從所收「拾遺抄」奥書(瑠保己一)。藤岡博士「國文學全史」。和田英松博士「皇室御撰之研究」。鴻巢盛廣氏後述論文。古典全集所收本解題。等。

の二説に分つ事が出来る。前説は早く平安朝末期より行はれ初めてゐるが、その理由とする所に就いては多く明記してゐない。たゞ定家が「三代集之間事」貞應二に於いて、

又師説云。あさまだきあらしの山のさむければもみちの錦きぬ人ぞなき 法皇令レ書此集_レ給歌如_レ斯。作者公任卿。

成_三憤鬱。殊有_三存旨。ちるもみぢばをと詠むに更推而不_レ可_レ被_レ改。企_三抄出_二之意趣。大略發_レ自_三此歌_二云々。

と述べて抄出説の事情を語つてゐるのが、多少の注意をひくが、それも結局は一個の合理化された書誌傳説に過ぎないと考へられる節もあつて未だ信を置き難い。(三)以後鎌倉室町兩時代を通じて抄出説は廣く歌學者間に信奉されて來たが、それらは多く定家所説に據るものゝ如く、何ら積極的論據を述ぶる所が

ない。

註(一)

この種の傳説は、既に顯昭の「拾遺抄註」（永成二年）にも見られるのであるが、それには

又花山法皇此ノ集ヲ令レ撰給之時。此ノ歌第四句紅葉ノ錦トナホシタラムハ勝歎ト仰合之時。四條大納言不レ許云々如何。

裏書云（私云、この三字ニ手文庫本により補ふ）故顯輔卿語云。花山院以長能爲御使。仰ニ合公任ニ之時。彼卿申云。依詞惡ニ不レ被レ入者常

事也。作者所存相違爲遺恨歟。如此事誰人ノ申給乎。汝等ノ和護歟。不便事也云々。長能閉口起去畢云々。

とあつて、古く顯輔の時代からこの歌句の相異が問題になつてゐた事が分る。然しこれらの顯輔や清輔（後醍醐天皇）・顯昭等

の六條家の傳承では、未だこの歌句の相異によつて、「抄」・「集」の先後を云爲するには及ばなかつた。これが兩書の撰進

事情にまで展開してきたのは、「三代集之間事」によつて窺はれる俊成・定家等の御子左家の傳承に於いてであつた。俊成

は、「古來風林抄」に於いて「然を大納言公任卿この拾遺集を抄して拾遺抄となつてありける」と抄出説をのべてゐるが、

その根據は、他處で「拾遺抄こそ抄なれば十卷に抄せるを」と述べてゐるによつて考へるに、恐らく「拾遺抄」の抄を抄出の

意義に解してゐた爲ではないかと思はれる。

かゝる考へ方は當時に多い。顯昭が「後拾遺抄註」に「説として「集ヲ見シテ抄ニナサル、コトハ卿出家之後修行之時御眞ニ令人御坐料ト申傳説」といふ俗説を引いてゐるが、かゝる荒唐の傳説も

結局は「抄」を抄出の義ミたる所に引かれた附會傳説にすぎない。この説の如くは、集は御出家前の成立となるが、集には御出家後の著述も多く存し、かゝる事は考へ難いからである。俊成を祖とする御子左家の傳承も、かゝる「抄」を

「抄出」とみる先入見が働いて、別個の單なる歌句の相異に關する傳説にすぎなかつたあの語を利用して、いかにも尤もら

しい成立上の傳説にまで成長したのではないかと思はれる。御子左家は六條家の傳承に對立すべく別箇の秘説を有さね

ばならなかつたのである。

以後鎌倉・室町期を通じてこの説が歌學者間の信奉を得、彼らの執着を驅き得た所以は、一は當時の定家崇拜熱の風潮による事勿論であるが、他の一はこの傳説が「抄」・「集」成立上の疑問に對してよく念所にふれた興味ある解決を與へてゐたからでも

あつた。

かゝる舊來の傳説に盲信する事なく、兩者撰述の先後を、正當にも夫々の成立年代推定の側から解決しようとしたのは、近世も末になつての比、塙保己一が最初であつた。群書類從所收「拾遺抄」の奥書に見える彼の所論は

今試以集中所載作者之官位推其時此書之撰即在長德二年後數經刊修且稍有所增加至長保三年乃改爲拾遺集廿卷也

といふので、兩書所載の人物の官位によつて夫々の成立年代を考證した結果、「抄」を先出なりとしたもので、結論の當否は暫くおくも其の立論の態度は極めて合理的で正鵠を得たものであつた。以後の諸説は凡て皆この方法によつてゐるのである。

「抄」の成立年代については、まづ藤岡東圃博士が保己一説を祖述敷衍して、長、德、三、年、以、後、長、保、三、年、迄

と論定し、「國文學全史」平安朝篇三八二頁。

武田祐吉博士「國學院雜誌」第廿一卷第八號及第十一號所收「拾遺和歌集の研究」による。

和田信二郎氏「國學院雜誌」第十二卷第五號「拾遺和歌集撰集の

年代を推定して藤岡博士の研究を疑ふ」何れも是れに従ひ、次いで和田英松博士「皇室御撰之研

究」四七頁。

は、「抄」の「作者の官位の見えたるも

の中、藤原高遠を左兵衛督、長德二年九月 藤原公任を右衛門督、長德二年九月任ぜらる。

長德二年九月任ぜられ、同（私云、藤原道綱を右大將、

長德二年十二月任ぜられ、長保三年七月十三日辭せり。

とも、春宮大夫

長德三年七月之を兼ね、長保三年辭せり。（私云、辭せども許されざりし也）

とも記してゐる事實と、「權記」

の

長保元年十二月十四日癸亥、詣東院、奉返先日所借給拾遺抄、歸宅

とある記事によつて、「抄」の成りしは、長德三年より長保元年まで、僅に二年半ばかりの間にありし事は疑なかる

べし」と論じられた。兒山信一氏「新講和歌史」を初め以後この説をそのまゝ繼承せるものが多い。然し未だその立論過程の細部に至つては、若干の誤謬あるを免れないので、以下その補訂を兼ねつゝ私見を述べようと思ふ。

註(一)「抄」或は「集」の成立年代について述べたものには、保己一以前に

(一) 寛和頃とするもの 〔如皇元年代記〕「寛和二年後に拾遺集成」と注す。
〔勅撰次第〕「後撰之後三十四五年頃」とある。

(二) 長徳頃とするもの 〔八雲御抄〕「拾芥抄」二種房卿古今集註「内閣文庫文庫東野州圖書」に「勅撰次第等には漢餘と「長徳比説は」一條院御在位中に記す「運歩色葉集」は「拾遺集」一條院長徳元年乙未後撰」とあり。願照の「萬葉集時代雜事」には、長徳二三年説の考證が見える。

(三) 寛弘頃とするもの 〔定家三代集之問事〕願照「萬葉集時代雜事」所引勅命法師の説。
〔拾遺集花山法皇存位經〕三年。御出家之後。二十二年之間漸々撰成。

等の諸説が存するが、何れもこの成立年代の問題を「抄」「集」先後問題に關係させず、且又一・二を除く外は何れも「抄」。「集」の何れについていふか明かでないし、且その年代推定の論據をも述べてゐない。従つて、多く顧る必要を認めない。

「抄」所收各歌の製作年代についてみるに、長徳以後と思はれるものは、殆ど一首も存しないやうである。^(三)凡て正暦の末年以前の作と思はれるものゝみであるが、唯その詞書其他における人物名の表記中には明かに長徳以後の筆録たるを思はせるものが若干ある。

(一) 藤原高遠を「左兵衛督」と稱せる事。 卷三「逢坂の關の岩角」の作者名を類從本に「左衛門督高遠」と記せるは誤りで、靜嘉堂本に「左兵衛督高遠」とあるのによつて訂正すべきである。(長徳二

年九月十九日任左兵衛督。小右記。但し公卿補任は「廿九日」とす。寛弘元年十二月まで在任。後任は懷平。従つて、「抄」の成立年代もこの約八ヶ

年間にある。

(二) 藤原公任を「右衛門督」と記せること。(公任の「右衛門督」たりしは長徳二年九月公卿補任「七月」とするは誤り。より長保三

年十月三日迄。小右記・公卿補任・新三十六人哥仙傳等 従つて、「抄」の成立年代も、この間約五年中にある。

(三) 藤原實資を「中納言」と記せること。但し、靜嘉堂本「抄」には「藤岡博士が「集に藤原實資を右大將とし抄は

この人なし」と言はれたのは誤りで、卷十「いつしかとあけてみれば」集、五五三。(國哥大觀番號以下倣之。)の詞書中に見える。長徳元年

八月廿八日任權中納言。公卿補任 同二年七月廿日轉正。小右記・公卿補任 長保三年八月廿五日任權大納言。公卿補任 従つて、「抄」の成立推

定期間は更に二ヶ月を短縮し得る。

(四) 藤原懷平を「修理大夫」と記せること。(永觀元年十二月十三日任修理大夫。長徳四年十月廿三日任參議迄

在官。公卿補任 従つて、「抄」の成立は、長徳四年十月までの二ケ年間となる。)

(五) 藤原道綱を「中納言」及「右大將」と記せること。(長徳二年四月廿四日任中納言。公卿補任 同十二月廿九日兼

右大將。日本紀略・公卿補任 翌三年七月九日轉大納言兼春宮大夫。公卿補任・日本紀略・小右記 右大將の方は長保三年七月十三日まで在官。公卿補任

従つて、「抄」の成立は長徳二年十二月廿九日以後、翌三年七月迄である。因に、藤岡博士及和田博士等は、道綱を「春宮大夫」とある故に、その成立年代を長徳三年七月以後とさ

れてゐるのであるが、これは兩氏の誤解である。「抄」の現存諸本中道綱を「春宮大夫」と記してゐる如きものは存しない。唯、類從本

「抄」の卷十卷末に、該本の脱佚部分を定爲法印筆拾遺集によつて補つた所があつて、この部分に「春宮大夫道綱」の名が一ヶ所見える。

「集」一三三九の哥兩氏は恐らく、これによつて説を立てられたものと思ふが、これは「抄」の本文でなく、「集」の本文其儘を借り來つたものであるから、此れを以て論據とするは當を失したものと云はねばならない。靜嘉堂本「抄」に於いても、この部分は缺けてゐて、不詳なのは遺憾である。

而して「抄」の成立年代は、是れら諸人物の在任官位の一一致せる期間中に是れを求むべきものであるから、結局、道綱が右大將に任じた長徳二年十二月廿九日から、彼が中納言の任を去つた翌三年七月五日

までの七箇月の間に存する事となる。この結論は、早く顯昭が「萬葉集時代難事」（壽永二年以前成）中に於いて、炯眼にも

顯昭陳云。（中略）拾遺者花山院遷讓之後御撰也。然而其始終不審也。但道綱卿之位署被載中納言并右大將。而道綱者長徳元年宰相中將。同二三兩年之間中納言右大將也。同四年任大納言畢。然者此二三兩年之間終功歟。

と述べてゐる所とも一致するものであるが、この記事從來注意されず。こゝに單に「拾遺」とあるのは「抄」・「集何れをさし」の註をものしてゐるのをみると、こゝは「抄」の方をさして云へるものであらう。且つ「集」には「中納言」と記した所がなく、「抄」に未見の「春宮大夫なる表記も現はれてゐるのを思へば、これが「抄」をさすものと解するのは至當であらう。猶かくの如く短日月の間に明確に規定する事には、今日の所全く反證を見出せぬものゝ、幾分躊躇せざるを得ない。こゝに注意すべきは、靜嘉堂本「抄」に加へられた朱筆の校異本文（該本第百廿一枚裏）に「イ本云哥エラビテタマツ

リケルヲクニカキツケ侍ケル」とて「藤原用保少將（イ國用妹）」の歌を舉げた後に

コレモタテマツルトテ

東宮女藏人左近

カキツケシアトハ、カナクヤミニケリワカミト、モニトシノヘヌレハ

の一首を掲げてゐるが、この彼女が奉つた歌稿といふのは、後章に於いて説く如く、恐らく彼女の家集「小大君集」の事であらうと想像せられるのである。而して「小大君集」の成立は長徳二年九月を遡り得ないものであるから、同書に右大將濟時の事を「こ右大將殿」と稱せるにより、長徳元年四月以後の成立なる事を知り、更に公任を八首存するが、多く正暦年間作であり、長徳年間ものは僅に四五首に満たない。長徳二年九年後、間もなくの撰と思はれる。

爰に（一）該家集の成立、（二）「抄」撰者への提供、（三）

「抄」の撰述の三過程を考へるならば、「抄」の成立を翌三年七月迄と斷する事は、不可能でないまでも餘りの周章しきを感じる。更に「抄」の精選に當つての數度の切繼・切入の段階が存してゐたらしい事實をも考慮に入れるならば、そこに幾分の餘裕ゆとりをもたせて、「抄」の成立・完成は長徳三・四年、遅くとも長保元年十二月「權記」の記の頃には既に流布するに至つてゐたと斷するが穩當と思ふ。

註(三) 拾遺集 卷二十九の

むかしみ侍りし人々おほくなりたることをなげきて

藤原爲賴

よの中にあらましかばと思ふ人なきがおほくなりけるかな

及公任の返歌の二首は、定家本拾遺集の歌頭注記によると「抄」にも存してゐた事になつてゐるが、保己（保己一は、顯從本抄の卷末。この兩首を補つて擧げてゐるに）は、（葉花物語見はてぬ抄。爲賴朝臣集、公任贈葉調寄等による。）然らば「抄」中、制作年代の推定し得る歌中でこの歌は長徳元年六月の詠（粟田殿道兼御法事の頃）であるから、は最も新しいものとなる。然し類從本・靜嘉堂本・同朱校・近衛家藏拾遺抄目錄（原本は平安朝期の書寫。今東大國語研究室藏の影寫本による。）の依據原本等には何れもこの二首の贈答哥を有してゐない。

註(四) 大日本史料には、卷十の

左(靜本)

○兵衛の佐のぶかた○まかりかくれて侍けるにをやのもとにつかはしける

堀川のおほいもうち君

の詞書ある「こゝにだに」の歌（葉二を、長徳四年十月十二日源宣方の卒せる條に擧げてゐる。）この「のぶかた」が源宣方であるなら反證の一となるが、これは「大日本史料」の誤譯である。「のぶかた」は伊尹の子惟賢である。（八代集抄の傍註に「宣方」もあるに由れるものか。）（宣方は右近衛中將で兵衛佐ではない。こゝに「兵衛佐のぶかた」とある人物は、「抄」の卷五の作者に、

「右兵衛佐藤原信賢」

近衛家本目錄拾遺集(二八九)には「藤原信賢」あり。
二「中歴」の目錄に「信賢」とあるのは誤寫であらう。

とある人と同一人であらう。「作者部類」にも「信賢五位左兵衛

藤原・藤原・
先記可尋」

と見えるが、その根據を知らぬ。信賢なら小右記の長徳二年九月九日條の作文會の記事中に「序者信賢朝臣」とあるによつて、
小右記の以後の記には見えぬ。彼の死はそれ以後となるべきであるから、「抄」のこの歌の制作も長徳三年九月以後といふ事

になり、一つの反證たり得る。然し、さう斷する事は出来ない諸理由がある。(一)小右記の信賢が右兵衛佐であつたかは疑

問で、この後間もなく、同年十月十三日の「權記」には「右兵衛佐時方」の名がみえるから、九月九日の頃も或は「時方」が右

兵衛佐であつたかもしれない事。(二)先の作者名は、靜嘉堂本に「藤原宣忠」とあるによれば、元來假名書で「のぶかた」とあ

つたものからの誤りと思はれる。従つて、この「信賢」の表記に拘泥する必要はない事。(三)この歌が「一條攝政集」に「のふ

かたのきみうしなひたまるにちしの大納言とのものよにはきこゑしうけみつのきみ」と詞書して出でゐるによつて、恐

らく、この「のぶかた」は伊尹の次男「惟賢」の事と思はれる事等である。この「惟賢」は、尊卑分脈に「藏右兵衛尉 從五

下」と注されてゐて、「佐」と「尉」との相違はあるものの、最も候補者として適當である。當時「のぶかた」なる人物には、他

に、藤原朝成の子「惟賢」、高明の子「惟賢」等があるが、尊卑分脈によると、前者は「從五下近江守」とあり、後者は「左少將

從四下」とあるのみで、何れも相應しくない。かくして「のぶかた」は伊尹の子「惟賢」であると推斷するが、然らばこの詞

は何ら反證となり得るものではない。
因にこの作者名の「堀川のおほいまうちきみ」(案には「右大臣」を定家本拾遺集勅物や「八代案抄」其他に「顯光」の事とあるもの誤りで、實は「兼連」の事である。「兼連」は伊尹の弟で、死んだ惟賢には叔父に當るから、この場合いかにも適當である。拾遺集に單に「右大臣」(「顯光」)とあるのは、其後の傳寫の誤りか、或は「兼」の誤解に基くものであらう。

(B) 更に大日本史料では「朝まだきあらしの山の」の歌を、長保元年九月十二日、道長が嵯峨に遊覽した時の條に擧げてゐるが、此歌の詞書や、或は「公任集」に「法輪に詣て給ふ日嵐山にて」とある詞書によれば、其日の船に於いて詠んだ歌とは別物である。

註(五)

元來「抄」の原形に關しては、今日是れを捕捉し難いものがある。所謂流布本として通行してゐるのは群書類從所收の傳公任卿眞蹟一轉之本といふのであるが、靜嘉堂本や同書朱校本を始め、近衛侯爵家藏「拾遺抄目錄」二、中層所收目錄・定

家本拾遺集勸注等夫々の依據原本推定復原作によるは、何れも流布本に對して、二首乃至十數首の歌數の出入を有してゐる。且つ流布本以外

外の諸本は凡て「集」にもなき歌數首を含んでゐるのが注意される。而して、是らの歌の凡てを後世の増補加入或は刪減と斷する事は、何ら確證なき今日、決して

常を得た考へではない。更に、單に歌數の點のみならず、本文の語句的な點に於いても、これら諸本間には、かなり甚し

い相異が認められるのであつて、それらの中には勿論一部後世の改變になるものもあるであらうが、尙一部は諸本間の先

天的な相異と解して差支へないのではなからうか。一撰集の成立に際しては、推敲を重ねる上からも、草稿・中書・清書等

の諸段階が存し得るのであるから、一部はかゝる成立過程上の諸段階における本文相異によるものと思ふのである。先の

諸本間に存する歌數の増減も、さういふ過程上における切繼・切入の行はれた事を示すものと考へ度いのである。未だ充

分なる積極的根據を持たないのであるが。

次に拾遺集の成立年代に就いてみるに、藤岡博士が、實資を「右大將」とし公任を「右衛門督」とする事より「實資がこの職に任ぜられしは長保三年なり。公任の督は長保三年まで、實資の大將は同年よりとすれば則ち集がこの年に成れるを知るべく」と論じ、これに對して和田信二郎氏がその不備を指摘し、長保三年以後の歌として

- (1) 「東三條院の御四十九日のうちに子の日いできたりけるに云々」卷十六、一〇二二は長保四年正月の事なること。日本紀略による。私云

榮花物語は正月七日の事とするが、七日は子日ではないから疑はしい。(同年正月の子日は、四日・十六日・廿八日の三日なり)「公任集」には「女院うせ給ひて又の年二月初子の日女房の許に」とあるが、二月初子日は二月十日、即七々日の當日であるか

ら、これも疑はしい。

- (2) 「右衛門督公任こもり侍りけるころ云々」卷十六、一〇六四 とあるは寛弘二年四月一日以降なること。

「公卿補任」寛弘二年條による。私云、「小右

記」同年四月二日條に「昨以和歌一首被贈左金吾」としてこの哥を載せてゐる。

- (3) 「成信重家ら出家し侍りける頃左大辨行成がもとに云々」卷廿、一三三五 とあるは長保二年二月三日

私云、三年二月四日の誤也。「日本紀略」に權

記「百鍊抄」の事にして、行成を「左大辨」とせるは寛弘二年六月十九日

私云、公卿補任「小右記」に權記による。

以降の筆録になる事を物語る。

の三首が存する故、「集」の成立は遙かに寛弘二年六月以後なるべき事を立證された。

然し、これらは既に定家本勘物に注されてゐる。

其後鴻巢盛廣氏

「帝國文學」第十四卷第十二號（第百六拾九號）所載「拾遺和歌集と拾遺抄」による。は更に

- (4) 「成房朝臣法師にならむとて飯室にまかりて云々」卷十八、一二〇九 とあるは長保四年以後なること。

私云、成房朝臣（もと成周と稱す。長徳二年

六月十七日改名なる事「類聚符宣抄」により知り得）の出家は「權記」長保四年二月三日條に見える。然し、「百鍊抄」によると、「長保二年十二月十九日、少將成房於飯室出家」とあり、「權記」同日條には、更に詳細に、この日出家せんとして飯室に趨きしが、父義懷出家を諫めて志を果さざりし事情が語られてゐる。或は此時の事かも知れない。

- (5) 藤原高遠を「大貳高遠」卷三、一六九 とあるにより長保五年以後公卿なるか。

私云、高遠の大貳に任ぜるは寛弘元年（長保六年）十二月二十八日（御堂關白記）權記「日本紀略等」に

して、此の説は誤れり。

- (6) 藤原懷平を「左兵衛督」卷三、一五一 とあるにより長保六年十二月廿九日以降なること。

私云、公卿補任、御堂關白記。寛弘六年三月四日まで兼任。

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

の三證を加へ、「集」の成立が寛弘二年以降たるべきはほぼ確實となつた。然るに武田博士は、行成を「左大辨」とあるは現存本の轉寫の誤りかとの理由で否定し、又(1)(2)(3)については

しかも抄より後に製作せられたりと稱せらるゝものは僅にこの三首のみに過ぎず。(私云、氏が鴻葉氏の擧げられし三證に觸れられざりしは何故か。)

抄を敷衍して集となしたらん時に於て新採に係ると證明し得らるべきもの、豈た三首のみに止らんや。殊に公任の官位書を右衛門督とせるは、敷衍したらん時には當に修正すべかりしもの。却つて他の歌に同じて前官を署せるは、後の切入が少數に過ぎなかつた事を證するものである。七九頁。

と述べて凡て後の切入・切繼であると解してゐられる。従つて「抄」を抄出と見るのであるが、未だ何等積極的な理由に基くものではないやうである。氏の説の消極的理由となつた公任の官位書の事については後述する。且又、「集」中に存する「抄」以

後と思はれる歌は、以上の外にも猶數首を數へ得るのである。假に長徳三年以後の哥を「抄」以後のものと考え。即ち和田博士は

(7) 「帥伊周筑紫にまかれりけるに云々」卷八、三五〇は長徳二年四月以後なること。私云、伊周の貶太宰府は右の如くなるも、朝罰を教された長徳三年四月以後にある爲と思はれる。「抄」以後の例としたのはこの意味に於てである。

(8) 「左大臣のむすめの中宮の料にてうじ侍りける屏風に」卷十六、一〇六九とあるは長保元年十一月一日頃のこと。御堂關白物語。私云、「小右記」「權記」「今昔物語廿四」にも見ゆ。尙、彰子の中宮となられたのは長保二年二月廿五日の事である。

(9) 「寂昭がもろこしにまかり渡るとて、七月七日云々」卷十七、一〇九三とあるは長保五年なること。扶桑略記・元享釋書による。私云、寂昭渡唐の年

月には異説がある。「日本紀略」・「百鍊抄」は長保四年三月とし、「扶桑略記」・「一代要記」・「歷代皇紀」は長保五年八月とす。

- (10) 「冷泉院五六のみこ云々」卷十八、一六五、とあるは、寛弘元年四月の誤り也。私云、五月以後なること。月四日の事である。(日本紀略)

尙、「御堂關白記」五月二日條等參照すべし。

の四證を加へ、其他管見では、尙、

- (11) 「大覺寺に人々あまたまかりたりけるに古き瀧をよみ侍ける 右衛門督公任 瀧の言は」卷八、四四九、は長保元年九月十日

二日の詠なる事。

「權記」長保元年九月十二日條に、道長達の嵯峨遊覽の事を記し「先到大覺寺瀧殿、栖霞觀(中略)到大堰河能絶氏久成奴禮東名社流氏猶聞計禮」とあるによる。尙この哥公任卿集にも「大殿のまだ所々におはせし時人々具して紅葉みにありき給ひしに嵯峨の瀧殿にて」と詞書して出てゐる。

- (12) 「左兵衛督高遠賀茂に七日まうでけるはての夢に云々」卷十、五八八、の歌は寛弘元年十二月七日の詠なること。圖書寮本

遠集」の詞書による。「去寛弘元年十二月七日夜夢想見歳四十許女人持青色紙文稱賀茂上御社使來云此文可奉殿者取之開見有和歌一首其詞云」とある。尙この條は「袋草紙」にも引かれてゐる。

- (13) 「東三條院の賀左大臣のし侍りけるに云々」卷十八、一七四、の歌は長保三年十月の詠なること。この歌公任卿集には「女

給ひけるかはらけとりて」と詞書があつて、東三條院四十賀の折の作である事が分る。「日本紀略」「榮花物語鳥部野卷」等によると、それは長保三年十月九日の事である。この時の屏風の歌は、同十月七日に詠まれた事が、「權記」「小右記」によつて知られる。

- (14) 「右大臣家つくりあらためて渡りはじめける頃ふみつくり歌など人々によませ侍りけるに水樹多佳趣」といふ題

を」の公任の歌卷十八、一七五、は長保元年五月七日の詠と思はれること。「御堂關白記」同日條に「於東對。召作文人人。作文。

條に「早朝講文。題水樹多佳趣(下略)」とあるによつて推定す。(尙この時の時は「江吏部集」。

「本朝麗藻」にみえる。)従つて、詞書に「右大臣」とあるは「左大臣」の誤りかと思はれる。

- (15) 「平惟仲」を「中納言」と稱せる集十八、は長徳四年正月以後なること。長徳二年七月廿日任權中納言、同四年正月十(廿ノ誤)五日轉正中納言。(公卿補任)。

- (16) 「少納言藤原統理に年頃ちぎること侍りけるを志賀にて出家し侍るとき」て卷二十、の歌一三三六は長保元年三月廿九日

以後の詠なること。日本紀略・本朝世紀、御堂關白記による。

の六項を加へることが出来る。かくの如く挙げ来れば、これら十數個の例の凡てを切繼と斷じ去る事はいふ迄もなく不當であらう。のみならず「抄」が「集」より先出なる事は、

- (一) 「抄」に「小野宮おほいまうちきみ」とあるを「集」に「清慎公」、集、二七七・四三、三・一〇四八等。「抄」に「三條太政大臣」とあるを

「集」に「廉義公」、集、二九五・四四、一・五六〇等。「抄」に「一條太政大臣」とあるを「集」に「恒徳公」、集、二九三とせるが如きは、何れ

も「集」が謚號に改訂せしものと思はれる事。尤も「集」に於て謚號に改めざる例も若干ある。而して「抄」には謚號を用ゐるもの一個もなきに反し、「集」のみにみゆる歌中には、謚號を用ゐる事、

特に多いのは注意。(謚號を俗稱に改訂するといふ場合は考へ難い)

- (二) 「抄」に「修理大夫懷平」とあるを「集」に「左兵衛督藤原懷平」、集、一五一。自長保六年十二月廿九日至寛弘六年三月四日「抄」の「左衛門督高遠」

を「集」に「大貳高遠」、集、一六九。寛弘元年十二月以後。「抄」の「中納言實資」を「集」に「右大將實資」、集、五五三。自長保三年八月とせ

る如き、何れも「集」の方が一段新しい官位名を以て表記してゐる事。逆に「抄」の方がより新しい官位名を用ゐてゐる如き場合は、一も存しない。

等によつても明かであらう。結局「集」の成立は「抄」の成立よりも後であり、且寛弘二年六月を遡り得な

い事は、ほとん斷言してよいと思はれる。

註(六)

第三章に於いて詳述する如く、「集」の資料となつたものとの關係について吟味すると、(a)、「集」のみに見える歌と、(b)、「抄」にも見える歌との間には、その依據資料に相異があつた事を跡づける事が出来る。これも「抄」が「集」の抄出でない事の一證とならう。

註(七)

即ち「拾遺抄」の「抄」は必しも抄出の義ではない。左表が最も明瞭に語つてゐる如く、抄は全く「集」(撰集の意)と同義にも

テ キ 位 置	御物粘葉裝 和漢朗詠集	關戸家本 和漢朗詠集
卷上	倭漢朗詠集卷上	倭漢朗詠集上
卷上尾	倭漢抄上卷	(ナシ)
卷下首	倭漢朗詠集卷下	和漢朗詠抄下
卷下尾	倭漢抄下卷	倭漢抄下

用ゐられてゐるのであつて、我々は何ら抄の文字に拘泥する要はない。朗詠集を抄と稱してゐるものは他にも多い。倭公任筆切・倭基俊筆多賀切には共に「朗詠抄下」の名が見られ、近衛家藏傳行成筆本(急下客本)には「倭漢抄下」、顯照後拾遺抄註・「八雲御抄」等には「和漢朗詠抄」とも記してある。朗詠集以外の當時のものでは「深窓秘抄」(傳宗春親王筆平安朝古鈔本・近衛家藏目録・平安朝寫本・八雲御抄等)を「深窓秘集」(顯照)後拾遺抄註・「和寄色葉集」・「和寄現在書目録」顯照古今集註等ともいひ、「麗花集」(番紙切・和寄現在書目録・顯照)後拾遺抄註・「東鑑抄」・「色葉和寄集」・「古來風抄」等)を「麗花抄」・「八雲御抄」等)とも言つた例がある。

尙、西下經一氏日本文學大辭典は、「二中層」・「紫式部日記」等が、廿卷

の「集」の事を「拾遺抄」と記して居るとの事實から、「これらの例か

ら推すと、和田氏の引用した權記の抄も十卷の抄とは斷定し難く」寧ろ當時廿卷の集をも抄と稱したらしいと述べて「抄の字義に拘らず、抄は集を材料とした傾向が見えるから、公任は公撰を終つた後「古今集」に對する「新撰和歌集」の意味で抄をも私撰したのであらう」と言つてゐられるが、首肯し難い。元來、廿卷の「集」を成立の當時に於て「抄」とも稱したか否かは疑はしく、よつて、無意識的或は意識的に混まられたものと思ふ。(本誌第六卷第六號拙稿)

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

「集」は存すべくもないのであるから、氏の説は、結局單なる杞憂にすぎない。

扱、「集」の成立年代の下限はこれを何時頃に置くべきであらうか。「紫式部日記」の寛弘五年十一月十八日の條に

手筈一雙、片つかたには白き色紙、作りたる御草子ども、古今、後撰集、拾遺抄その部どもは、五帖に作りつゝ、侍從の中納言と延幹とおの／＼草子ひとつに、四卷をあてつゝ、書かせ給へり。(下略)

とあるによつて既に其頃には成立流布してゐた事が知られる。(本文に「拾遺抄」とあるので鴻巣氏も和田博士も、これを十卷の「抄」の如く解してゐられるが、文意によれば廿卷のもの即ち「集」の方であることが分る)。鴻巣氏は

藤原懷平を集には左兵衛督となせり。(抄は修理大夫) 彼は長保六年十二月廿九日より寛弘六年三月四日右衛門督に轉するに至る迄此職にありしを以て、(中略)集は寛弘二年六月十九日(私云、行成任左大辨による)より同六年三月四日迄、略四年間に成りしものなりと推斷するをうべきか。(四一頁)

と論じ、和田博士は「同(私云、寛弘五年二月法皇崩御あらせられたれば、その間(私云、寛弘二年六月行成の左大辨に任ぜしより、同日に至るまでの間)になりしものにて、晩年の御撰なるべし」四八頁と論ぜられたが、これは撰者を花山法皇御自撰と斷ぜられての事である。説の當否は暫くおくとして、今この年代の下限を内證に求むれば、道綱を「春宮大夫」と稱せること集、一一七二・一三三九が注意される。「公卿補任」其他によると、彼は寛弘四年正月廿八日春宮大夫の職を

去つて東宮傳に任じてゐる。彼の後任として懷平が春宮大夫となる。従つてこの限りに於いて「集」の成立は寛弘二年六月より同

四年正月に至る約一年半の間にあつたものであらうと思はれる。

(六頁) 古典全集本解題も、寛弘二・三年説をのべてゐるがその理由とする所については何ら記述し

てゐない。

たゞこの時鴻巢氏や武田博士が疑はれたやうに、「集」に於いて公任を「右衛門督」とあることが

不審であるが、公任は長保三年十月轉左衛門督。

鴻巢説氏 或は傳寫の誤か、

或は寛弘六・七年の成立になる「本朝麗藻」に於いて

も公任を「右金吾」・齊信を「左金吾」と何れも前官を以て表記してゐる事實と併せて、何等か特別の事情によるものと思しく、或は「右衛門督」の名が専ら文人としての公任と關係をもつてゐたものかとも考へられる。未だ「抄」を先出となす事への反證たり得るには遙かであらう。

註(八)

定家は「集」の現形について「今何事跡」御存日不_レ及披露_二歟_一之_三間事_二とのべて居り、鴻巢氏も未奏覽説を主張してゐられる

同氏論文

が、或は然るかと思はれる節もある。即ち、「集」に序文を缺いてゐる事。

後撰集にも序を缺いてゐるが、拾遺が範を古へに求めるとするなら當然古今の例による筈である。

(二)「集」は未だ充分に精撰せられざる事。

「古今集」源朝四首内二首は元永本、節切による。後撰集廿九首、拾遺集内重出等七首等が存する如き、未だ推敲の不完全を語る。

(三)他の勅撰集の例に反し年代

も撰者も不明の間に没せられし事等の事實から、「集」は未定稿のまゝに終つたのではないかと臆測せられるのである。

二

撰者に就いての從來の諸説を見るに

- (一)「集」・「抄」共に花山院説 塙保己一・和田英松博士・兒山信一氏等。
- (二)「集」・「抄」共に公任説 古典全集解題・鴻巢盛廣氏・西下經一氏・日本文學大辭典「解説」。

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

- (三) 「集」は花山院、「抄」は公任説 三代集之間事・拾芥抄或説・井蛙抄・八雲御抄・東野州聞書・勅撰次第・歷代和哥勅撰考・武田博士。
- (四) 「集」は公任、「抄」は花山院説 拾芥抄・八雲御抄一説。
- (五) 「集」は長能・道濟、「抄」は花山院説 和哥色葉集(傳顯昭筆本による)。
- 等の他、單に一方のみについてのべたものには、

(A) 拾遺抄、(一)花山院説 袋草紙・顯昭萬葉集時代雜事所引「通俊卿後拾遺抄目錄序」及同書顯昭説・簾中抄。

(二) 公任説 古來風・鉢抄。

(B) 拾遺集、(一)花山院説 親房卿古今集註・和哥現在書目錄・増鏡・二中層。

(二) 非花山院説・非公任説 眞淵三代集總説「及新學異見」。

(三) 長能・道濟説 「拾遺抄物(圖書寮藏)・顯昭後拾遺抄註所引或人説。前田家本・藤氏系圖」の長能條に「拾遺撰者」と注す。

等が存し、甚しく多趣多様を極めてゐる。
注意——「花山院説」必しも御自撰説のみではない。法皇御自撰と明記してゐるのは僅かに「三代集之間事」・「親房卿古今集註」・「東野州聞書(内閣文庫本)」等。

「袋草紙」所引島守遠高説「簾中抄」・「拾芥抄」・「二中層」等とか「令撰」(顯昭「拾遺抄註」・「後拾遺抄註」・「和哥色葉集」)となつてゐる。御撰といふのは、必しも御自撰の意でなく、二中層の「今案萬葉集平城天皇御撰、古今延喜御撰、後撰村上御撰、拾遺花山院御撰」とあるによつても明かな如く、「勅撰」と同義に用ゐられてゐるものやうである。尙、これらの舊説は多く撰者推定の理由を掲げてゐないから、今批判の對象たり得ぬものが多い。

その一々の吟味はこゝでは到底不可能であるから、主として自説をのべつゝ、まづ特に有力な諸説をの

み吟味してゆきたい。

定家は「三代集之間事」に於いて次の如く述べてゐる。番號は今私に附す。

此集、法、皇御自撰之由、愚者或生疑。猶稱「公任卿撰」之輩有之云々。雖不足言事。御撰證據等略而注之。

(1) はじめて平野祭に男使たてしときうたふべき歌よませしに 平野臨時祭。殿上五位使東遊等自寛和一始。凡人寧

注此旨哉。

(2) 寛和二年清涼殿御障子にあじろかける所(讀人不知) 卽是御製也。

(3) 左大臣むすめの中宮のれうにてうじ侍りける屏風に よみ人しらず。又御製也。

(4) 冷泉院の五六のみこはかまぎ侍りけるころいひおこせて侍りける。左大臣

昭登清仁親王。依御出家。以後爲冷泉院親王。敦道親王は四宮也。長保六年五月四日同爲親王。

これは「集」が花山院御自撰である事の證としてのべたものであるが、このうちの(1)(2)が「集」より先出の「抄」にも存在する以上、同時に「抄」の御自撰説の根據ともなり得るので、最初にこの定家説への吟味が當然に必要なものとなつてくる。便宜まづ(2)(3)についてみるに、(2)は「抄」・「集」諸本に「讀人不知」とあるが、たゞ靜嘉堂本朱校には「或本元輔」とある。實は「寛和二年内裡歌合」前田侯爵家藏傳宗尊親王筆平安朝時代古鈔本。の歌でそれには「よしのぶ」の作となつてゐる。更に「異本能宣集」六卷本。冷泉伯爵家藏傳行成筆本二册。西本願寺本三十六人集所收本。圖書寮家集補所收本等がある。流布本(群書類従所收本。哥仙家集本等)はこの拔萃である。こにも「内の御歌合に」として出て居るの六卷本は卷首の自序によつて自撰のものなる事明かであるから、信すべきものである。にも「内の御歌合に」として出て居り

これが能宣の歌である事は疑がない。(3)の歌といふのは「紫のいろしければ」集、十六。の歌をいふのであらうか。兒山信一氏は一首前の「紫の雲とそみゆる」集、一〇六九の哥と解して、定家本に作者名「左衛門督公任」とあつて「讀人不知」でない事を不審がつてゐられるが、これは誤解である。成程「左大臣云々」の詞書は公任の哥の詞書ではあるが、同時にそれと詞書なく接してゐる「讀人不知」の一〇七〇の哥、定家がこれを御製と斷じた根據は知らないが、この歌も「躬にもかゝる。定家のいふのは、この後者の哥である」。

恒集」に「その御屏風の歌云々」とある連作中に存するを思へば、哥仙家集本系統及類從本系統のものによる。圖書寮行成筆本と同一と思はれる圖書寮藏他の一本(五〇一・三〇六)の系統には、この哥が存しない。未だ定家説に従ふのも躊躇される。かくの如く定家が御製と斷じた(2)・(3)については遽かに従ひ難いが、「抄」及「集」の「讀人不知」中に或は法皇の御製が混入してゐるかもしれない事は、敢て否定する事は出来ない。顯昭は「後拾遺抄註」京大圖書館藏私安古鈔本による。壽永二年成立。に於いて撰集中に撰者自作が入る例として、同じ例中に、後撰における天曆御製の事をあげてゐるのをみると、彼のいふ撰者とは必しも撰進の實務に携はつた人のみをいふものではないやうである。

拾遺不知撰者花山院御製不奉入歟但讀人不知哥中二首在之云々

コ、ロヲハツラキモノソトイヒナカラカハラシトオモフカホソコヒシキ

ツラケレトウラムルカキリアリケレハモノハイハレテ子コソナカルレ

是彼御製也云々

(私云、「集戀」
五、九四八、
(私云、「集戀」
五、九七四、

の二首を擧げてゐる。何れも「抄」にも見える歌で、後者は靜嘉堂本「抄」の朱校にも「花山法皇」とある。果して然るや否やは論定の資料がないが、この二首の戀歌が「讀人不知」となつてゐる事には特別の理由を考へる事も出来る。即ち「抄」の戀部にあつては當時在世人の作は凡て匿名にしたらしい形跡が認めら

れるからである。^(三)更に、よしや上述の歌以外にも、院の御製が存するとしても、それを以て直ちに「抄」或は「集」が院の御自撰であると斷ずる事はどうであらうか。院の思召を受けて何人かゞ撰する如き場合にもかゝる事は充分存し得るからである。顯昭が先の二首を指摘しながら、猶「拾遺不知撰者」として御自撰説を立てなかつたのが穩當であらう。

註(一)

「小右記」^{長保元年十月卅日條}に、人々が彰子入内の折屏風哥を奉つた事を記して、

右大辨行成書屏風色紙形、華山法皇、主人相府、^(兼左)右大將、^(兼右)右衛門督、^(兼左)宰相中將、^(兼右)源宰相和哥、書色紙形、皆書名、後代已失面目、但法皇御製不知、^(兼左)讀人、左府云書左大臣、件事奇怪事也。

とあり、定家は是れによつて此時の「讀人不知」哥は法皇御製なりと判じたものであらうか。然し、たとへこの哥が御製であつても、法皇自ら屏風哥には「讀人不知」とされた位であるから、これを「集」に採録する時にも——「集」の撰者が何人によれ——名を顯す事を憚るのは當然なのではなからうかと思はれる。

註(二)

一體、「抄」^{毎十卷末の「集」により後抄せる部分は、これを省く。}に於いて、「讀人、明記した歌」と「讀人不知歌」との比率は、四二一首(七〇・四%)對一七三首(二九・六%)の割合であるが、戀部に於いては事情は全く別である。こゝでは兩者の比率は六五首(四三・六%)對八四首(五六・四%)で、「讀人不知歌」が遙かに多い。而して作者の明記せる六五首中、長徳三年頃生存してゐたと思はれる作者は、東宮女藏人左近と藤原國用女との僅か二人、二首あるにすぎない。他は凡て故人となつてゐた人々のみである。この事は「抄」の編纂に當つて、戀部には現存人の作を採用しなかつた事を物語るものではなくて、寧ろ採用しても其名を顯にする事を憚つたものと思ふ。従つて戀部に法皇の御製が「讀人不知」となつてゐるからとて、御自撰と

論ずる事は猶早計であらう。

次に定家のあげた(1)・(4)についてみる。(1)に「凡人寧注此旨哉」といふのは、「男使たてし」とか「哥よませしに」とかの文言について言つたので、始めて平野臨時祭の行はれたのは寛和元年四月十日日本紀略・小右記・年中行事抄・公事根源抄等。即、花山院の御代の事であるから、併せて院御自撰の證たり得るとしたのであらう。然しこの詞

書は靜嘉堂本「抄」冊八 枚ウには、

はじめてひらのゝ祭に男使たてられしときうたふべき哥とてよませられしに

(圓點筆者)

となつてゐる。流布本

瓜生震氏藏傳倭賴筆 切もこれと同じ

の如くば、いかにも法皇の御筆たるを思はせるが、それも單に御

加筆たるに止るやも量り難く、或は原歌稿に據つたものとも思はれ、

他に「集」二〇八の詞書「中納言平惟仲久しうありて消息して侍りける返事にかかせ

侍りける、高僧成忠女」とある如き例もあるが、これらは原歌稿をそのまゝ使用——或はそれに影響された爲ではなからうか。

この一證のみを以て直ちに御自撰説を固執するが如

きは未だ根據薄弱の譏あるを免れないであらう。私はこれを法皇御撰の證と考へたい。

(4)が何故に御自撰の證たり得るかは自

分には充分に理解できないのであるが、和田博士が「左大臣道長より誰人に贈りしものか、明ならねど、昭登、

清仁兩親王は、花山法皇の皇子にいましゝを、御父冷泉上皇の御猶子とし給ひしなれば、御着袴のをり、法皇に上りし

ものなるべく、これによりても、集の御自撰なる事を證すべきなり。皇室御撰之研究。四四頁—四五頁。

と祖述されたのによると、こ

の贈歌の御相手が法皇だからといふのであらうか。然しそれも確定的でない上、第三者と雖もかゝる歌稿を得る事は容易であらうし、又法皇或は作者左大臣が歌稿を提供される場合も考へられるから、未だ

此も積極的證據とはなり難い。以上の定家説への吟味によつて、それが必ずしも確定的なものでない事は明かになつたと思ふ。
私は、これらを以て直ちに兩集を御自撰と斷ずる事には從ひ得ないが、法皇が兩集の成立に關係してゐられるらしい事の證據として認めたいと思ふ。後述の如く、私は兩集は御自撰ではないが、院の勅撰である。そして同時にそれは、定家説を祖述せるにすぎない以後の多くの「抄」或は「集」法皇御自撰説への批判ともなり得るであらう。

「抄」を御自撰とする一證として、和田博士は更に、既述の權記の記事について、「東院は行成の祖父伊尹の室恵子女主(私云、正暦三年九月廿七日卒)の第なり。花山法皇の御母は伊尹の女におはせば、女王は法皇の御外祖母にあたらせ給ひ、當時東院の第に法皇の御座ありしことは、榮華物語見はてぬ夢の卷に見えたり。されば、權記に記せる拾遺抄は行成が法皇に返し奉りしものと推定するも不可なかるべく、長保元年は抄のなりし頃より近き程なれば、また以て御撰とするには有力なる證とするに足れり。(四五頁)と論じてゐられるが、この論理はどうであらうか。のみならず當時花山院は東院に御坐しましたのでなく、權記にいふ東院は彈正尹爲尊親王の妃九の御方をお指しするものであるから、博士の説は自ら解消すべきであらう。

註(三) 榮華物語「見はてぬ夢」の卷、正暦三年頃の條に、

かゝる程に花山院東の院の九の御方(私云、一條實子)にあからさまに在しましたける程にやがて(中略)思しうつりて寺(私云、花山寺)へも歸らせ給はで、つくづくと日頃を過させ給ふ。(中略)今はこの院に在しまして世の政をおきて給ふ。(中略)后の宮(私云、東三條院)攝政殿など聞きいとはしがらせ給ひて(中略)さるべき年官年爵御封など奉らせ給へば、いと御里住心安くひたぶるに思されて、東の院の北なる所に、在し、し所を造らせ給ふ。(中略)我御兄弟の彈正の宮(私云、彈正尹爲尊親王)

を語らひ聞えさせ給ひてこの九の御方に聳とり聞えさせ給ふ。(中略)宮在し通はせ給ふ。

とあつて、花山院が東院に一時在しました事は博士の言の如くであるが、それは正暦年間的事で、其後^{以後}は「東院の北なる所」に在したのである。然して長保の頃には既に東院には居られたのではない。事實「權記」の長保前後の記載について仔細に檢するに、行成は「詣東院」と「參華山院」とを使ひわけてゐる。更に

○長保三年八月八日、丁未、參東院、參殿、參内、(中略)又參東院、又參女院、^(發子)自花山院有召參入、有令奏給之事、歸宅。

○同八月十三日、壬子、參衛、參内、參殿、參華山院、詣東院、歸宅。

○同八月十八日、丁巳、自内參左府、參華山院、與中將詣東院、^(成憲)歸宅。

等の記事によつて、東院と華山院とは同一でない事は明瞭であらう。然らば東院とあるのは、何人をお指したかといへば、恐らく彈正尹爲尊親王の室九の御方の事であらう。

○長保四年六月十三日、彈正宮が薨ぜられた事を記して、「東院事、井御法夏^略等事申左府。」

○同八月一日、宮の御七々日法會の後「事了詣東院、戊刻北方請法橋覺運爲戒師、爲尼^{二年卅}、夜及深更不觸、事了退出。」

○同八月四日、丁卯、今夕東院上達方世尊寺給、候御供、

の記事は、先の榮華物語の記事と共に、東院の上即ち九の御方たる事を物語る。九の御方は伊尹の女で、伊尹の妻惠子女のなき後、東院を傳領されたのである。

行成が成房と共に東院に詣でた記が、非常に多いのは、この二人の從兄弟にとつて、「九ノ御方」が共通の伯母にあたるからである。尙、長保の頃には義懷も飯室から歸つて東院に居た。

^{長保元年十月廿二日條、同二年四月十八日條、同二年六月十八日、同二年十月卅日條、同四年八月五日條、}等、^{以後}歸宅に歸る。

伊尹

義懷 義孝

女成 行○

子房 成○

九ノ御方
女子(懷子)
花山院
冷泉院

(一)、公任には「十五番歌合」・「三十六人撰」・「和歌九品」・「金玉集」・「深窓祕抄」益田男爵家に傳宗尊親王筆平安朝古鈔本を傳ふるにすぎぬ。天

保十年吉田敏成が搦本として發行したものがあるといふが、何れも未見。「倭漢朗詠集」等和歌の撰集が數多く存するが、それらの私撰集と「抄」との間には、極めて密接な關係が見出される。

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

表 (A)

十五番歌合	三十六人撰	金玉集	倭漢朗詠集				
216	78	147	30	總歌數			
64	25	42	6	(a) 古今集 所見哥			
14	7	11	1	(b) 後撰集 所見哥			
138	46	94	23	(c) 以上二集 所見哥			
47	34	49	15	(d) 拾遺抄 所見哥			
34	74	52	65	(e) (c):(d) 比率			
21	5	10	0	哥集新探三代集 備考			
72	10	38	8	ニナキ哥			

表 (B)

(イ) 四書重出哥	(ロ) 三書重出哥	(ハ) 二書重出哥	(ニ) 一書のみに見ゆる哥	四書所見哥 純總計
16	21	68	208	313
5	3	24	58	90
0	1	6	18 (古1)	25 (古1)
11	17	38	133	199
8	13	18 (後1)	43	82 (後1)
72	76	47	32	40
%	%	%	%	%
0	0	7	20 (古2後3)	27 (古2後3)
3	4	14	75	96

即ち右四書に出づる總歌數471首中重出を省いた純總歌數は313首。この内新たな撰集に入り得る可能性ある歌は古今・後撰の二集に出づるものを省いた199首であるが、この内「抄」に採録されたのは80首でその

(注) 「朗詠集」は岩波文庫本(傳行成筆御物粘葉裝本)による。(A)の(d)拾遺抄哥中にも古今・後撰に重出せる哥あれど詳記せず。

比率(c)は40%の率を示してゐる。而して「抄」の成立年代に比較的近いと考へられる「金玉集」にあつては(c)は全く74%の高率を示し、「抄」の成立より十數年遅るゝと推定される「朗詠集」その成立年代についての私考は他日發表したい。結論をいへばその成立は到底長保五年五月を廻り得ないものである。或は寛弘七・八年頃の撰でないかと思はれる理由がある。にあつては(c)は34%にて比較的関係が疎となる。次に試みに同じ公任の諸著作間の採擇關係についてみるに、左表の如く、「朗詠集」は「卅六人撰」の72147即49%を繼

(書名)	(c)			
	十五番歌合	卅六人撰	金玉集	朗詠集
哥合	十五番	卅六人撰	金玉集	朗詠集
十五番歌合	(30)			
卅六人撰		(147)		
金玉集			(78)	
朗詠集				(216)

承し、「金玉集」の4378即55%を再録してゐるのであつて、此らの比率を以て、先に前表(A)に於いて得た(c)の比率と比較するならば、「抄」の撰者が、此ら四書の撰者と同一人即ち公任であつても何等不合理なく、寧ろ「金玉集」との關係の如き、兩書が同一撰者の手になつた事を雄辯に物語るものと思はれる。(B)表は參考の爲掲げたのであるが、別の方面から四書と「抄」との同一撰者説を裏書する。即ち公任の愛好せる歌ほど「抄」にとられる%が多いので、「抄」に公任の趣味好尚の反映が見られる事になる。

(二)、以上四書に出づる歌中「抄」に採録された82首延歌數 四五首について相互間の作者名の異同を検するに、

約九割強抄諸本間にも、又右四書夫々の諸本間にも、若干の異同が存する故、嚴密な數字は算出し得ない。の一致率を示してゐる。この程度の一致は同一撰者に非れば殆ど不可能に近い事と思はれる。同歌についての作者名の異同は、今日我々が想像する以上に甚しい相違が諸書間に存する。たとへば同じ公任の手になる四書内に於いても、若干の異傳は存する。のである。「やかすとも草はもえなむ」の歌が「三十六人撰」「朗詠」「深意秘抄」に「忠見」とし「金玉集」「十五番歌合」には「重之」とするが如き。外にも數例あり。「四書」と「抄」との間に存する右の如き一割弱の相異の如きは殆ど反證とはなり得ない。この相異も諸異本

を参照する事によつて更に甚しく減じうる。(中には公任の諸著作と誤謬を共通にせるもの數個がある。「もみぢせぬときはの山にすむ鹿は」集一九〇の歌は「抄」「金玉」「朗詠」何れも作者を能宣とするが、この歌は能宣集には存せず、「重之集」に「又昔惠慶れいの人」とあつて、能宣の歌ではないやうである。)

(三)、「抄」中紀貫之の歌が最も多く五十七首、人丸の歌は僅か十首にすぎない事は、貫之に私淑し彼を

人丸以上に賞揚した「袋草紙」所收 逸話による 公任として相應しい。公任「金玉集」では貫之八首對人丸一首。尙、當時人丸崇拜の傾向はかなり存してゐる。

(四)、「卷頭の歌は公任が和歌九品の上品上生のうちに撰するものなり」藤岡(私云、この歌「金玉集」廿六人撰、「十五番あ。」といふのも公任撰の傍證となる。)

以上の諸理由 この外、薄弱ながら傍證として左の件を加ふ。(一)、第三章後述の如く、「抄」の撰者は自力素材の集輯に努めたる者百三十三人(近衛家目録による)、この内「抄」成立の長徳二・三年頃まで生存したと思はれる作家は廿一人卅五首にすぎない。(この傾向は公任の他の著作にも通じてみられる。然もそれらの人の多くは、公任と親交を指摘しうる人である事等。)によつて、私は寧ろ「抄」の編纂が公任の手になつたものとする説に従ひたい。然し果して「抄」は公任の私撰であらうか。

既に定家説の吟味の條で述べた如く、彼の舉證によつて「抄」を御自撰と斷ずる事は不當であるにしても、或は院が御關係してゐられるかもしれないとの考だけは否定する事は出来ない。更に、恐らく背後には院が在しますと拜察される節々がある。

(一)、撰者公任は何故自作を「金玉集」や「朗詠集」の場合のやうに讀人不知としなかつたのか。

(二)、「御」「給ふ」等の敬相語は主に主上に對してのみ使用し、中宮^{二・三特例あり}・親王・齋宮其他の貴顯に對し

ては普通に使用してゐない。今、敬相接頭語「御」についてみるに、類從本・靜嘉堂本何れにも存するものは、凡て八十六個あり、大體(a)天皇に關するもの八十三個、(b)中宮に關するもの二個、(c)其他一個といふ具合にな

る。敬相語としては、他に「す」「さす」「らる」「おはします」「給ふ」等。これは古今集の例に倣つたものと思ふが、この

事は「抄」が單なる私撰ではない證となる。保己一が御自撰説の證として「玩讀兩書其題書之辭俱似不出人臣之手也」とのべてゐるのは或は此點を指して言つたものではなからうか。

(三)、顯昭の「萬葉集時代難事」に「又通俊卿後拾遺抄目錄序云平城天子修萬葉集。花山法皇修拾遺抄云々」なる引

用文があつて、顯昭「後拾遺抄」註にも引用「後拾遺抄」應徳三年成。「抄」の頃には花山院勅撰説られぬ。その筆法でゆくなら、萬

葉集は平城天子の御自撰といふことにもならう。この詞は花山院葉集は平城天子の御自撰といふことにもならう。この詞は花山院が行はれてゐた事が知られるが、古い資料であるた

けに有力な傍證となるであらう。古來風鉢抄に「後白川院の三代集かきてたてまつれと仰せられしとき、後撰をも拾遺抄を

代集の一として、勅撰としても、みな古今の同じことにかきて奉り侍りにしなり」とあるやうに、王朝頃には「抄」が三

(四)、花山院が既に早くから勅撰集撰進の御企圖を有して居られた事は、「異本能宣集」の序文によつて知られる。後述。

以上の吟味によつて、「抄」は花山院勅撰ではあるが、編纂の實際上の事務に於いては、當代歌壇の第

一人者たる公任が當つたのではないかと推察されるのである。寛和元年八月内裏歌合(前田侯爵家藏)に於いても、花山院は「御かたきに權中將公任朝臣をめして」第一

番及最後の第六番を合せられた程であるから、院が公任の歌才を充分に敬してをられた事は想像できる。

次に「集」の撰者について考察する。「集」が公任の撰でない事は左の諸證によつて明かであらう。

(一)、公任の作が「集」に於いて甚しく増加せること。

三首(抄)より十五首(集)に増加。「金玉集」(朗詠集)等に於いて、自作を採録する事極めて乏しく、或は採録すとも「讀人不知」として慎しやかな態度を示してゐる公任として、かゝる事は考へ難い。(尚、「集」新探歌の大部分が「抄」以後、即、長徳二・三年以後の作である事も注意される。恐らく公任崇拜の「集」編者が、「抄」以後に於いて、公任の作を増補したのではないか。)

(二)、「抄」の歌は凡て「集」に再録されてゐる事。

但し流布本「抄」について言ふ。「十五番歌合」・「卅六人撰」・「金玉集」・「朗詠集」相互の間にあれほど撰歌の取捨の變遷を示してゐる公任が、十年程前の自己の撰歌を而も六百首

に近いものをそのまゝ株守するといふ事は、考へ難い。恐らく此事は(一)の事實と共に「集」が公任崇拜の撰者の手になる事を證するものと解すべきであらう。

(三)、「集」に新たに採られた公任歌について疑問の存すること。(1)「梅が枝にふりつむ雪は」(集、卷四、は「集」

に屏風歌となつてゐるが、「寛和二年内裡歌合」・「公任卿集」(詞「殿上の歌合」にも出てゐて、實は哥合の哥である。(2)「常

ならぬ世は憂身こそ」(集、卷廿、は爲頼哥に對する公任のかへしとなつてゐるが、この哥は「公任卿集」になく、但し圖書存する。然しそれは拾遺「爲頼卿集」では、小大君のかへしの如くなつてゐて、作者に相異がある。爲頼集は大體信じてよい家集のやうである。

(3)例の「朝まだき嵐の山の」(集、卷三、の歌句、「集」に「もみぢのにしき」と改めたるは、「集」の改題である。武田博士前記論文五十

一頁詳説。且つこの改作が公任の本意でない事は、「公任卿集」自撰には非れども、恐らく公任の忠實なる侍者が、萬壽三年以後の或してゐるかも「抄」の「ちるもみぢばを」の方を採用してゐるにても明かである。

(四)、「あかさし君がにほひの」(集、卷十六、の詞中に「抄」に「(前略)公任の許にかはしける」(静嘉堂本による。類從

あるが「公任」公任朝臣は考へられても「公任朝臣」公任は考へにくいから、こゝは「公任」とあるのが原型ではなからうか。とあるを「集」には「右衛門督公任朝臣」と訂正せる如き、

明かに公任以外の人の所爲と思はれる。

(五)、公任の諸著作 特に「十五番歌合」「廿六人撰」「金」との關係は疎である。前記(A)・(B)表参照。 而して夫等の歌と「集」の

歌との間には作者名の相異甚だ多く、到底兩者が同一人の手になつたものとは考へ難い。今「集」の撰述に最も近い「朗詠集」にせるもの僅か二首(何れか一方に「よみ人不知」とあり他に作者名あるといふ程度の相違にすぎぬ)にすぎないのに反し、「集」のみに出づる歌に於いては、名の相異せるもの八首の多きに及んでゐる。「廿六人撰」の場合についてみても、「抄」に出づる歌四十八首中、作者名の相異せるもの僅か二個(内一個は誤寫と思はる)にすぎぬに反し、「集」のみに出づる歌に於いては、總計十一首中、五首は相異してゐるのである。これらは「集」が公任の手にならぬ事を物語るものであらう。たとへば、「うぐひすのこゑなかりせば」(集一〇)の歌は「抄」に「中務」、「集」に「中納言朝忠」とある。この歌は、「十五番歌合」「廿六人撰」「金玉集」「朗詠集」何れにも「中務」とあつて、「抄」に一致する。(尚、この歌「麗景殿女御歌合」にも出づ。發草子に中務歌なること考證あり。「抄」「集」作者名の相異については、「抄」の誤傳を「集」に於いて訂正したとの穿つた説もあるが、然らば「集」より後の朗詠にも「中納言朝忠」とあるべき筈である。又、「わが宿の菊の白露」(集、一八四)の作者は「集」に「元輔」とあれど、朗詠集・廿六人撰には「中務」とある。これも前者と同様の事がいへる。所詮、「集」は公任の撰ではないのである。

(六)、公任が「和歌九品」に於いて下品下生として卻けた「梓弓ひきみひかすみ」集、卷十八、の如きが入集せること。

(七)、「集」に於いて人丸の歌が「抄」に比し甚しく増加し、貫之のそれに比敵す。撰者に人丸崇拜の傾向が見られる。人丸歌 十首より百五首に。貫之歌 五十七首より百七首に。

かくして「集」の撰者が公任でない事は略々確かであらう。更に「抄」・「集」撰者の別人なる事は、次の事項によつても想像される。

(一)、第三章後述の如く「抄」・「集」間にはその素材の點に於いて相異が認められる。

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

(二)、「抄」・「集」間に於ける歌句・或は作者名の相異中には、到底同一人の訂正とは考へ難い例が数多く存する。(たとへば、(1)「抄」の「花の木は籬近くは植ゑて見じみれば物思ふことまさりけり」が「集」卷十八、に下句、

「うつろふ色に人ならひけり」となれるは、古今集業性集・六帖管家萬葉、寛平御時后宮歌合等。の「花の木も今はほりうるじ春たてばうつろふ色に人ならひけり」にひかれて訂正せるもの。元來「抄」の哥は古今の歌と別哥なるを、かく訂正せるは勿論「抄」の撰者の本意に適ふものではない筈である。(2)「抄」の「初こゑのきかまほしさに郭公よふかくのみもおきあかな」の下句を

「集」卷二、に「目をもさましつるかな」と改めたる如き、「抄」は重之百首とも合して所傳正しきに反し、「集」は、同巻に出づる伊勢の「ふた聲ときくとはなしに時鳥よぶかく目をもさましつるかな」集、卷二、の下句を誤つて混合せるものと思はれ、(3)又「抄」の「かりてほす山田の稻をかそへつゝおほくのとしをつみてけるかな」の歌が「集」卷十七、で三句以下「ほしわびて守るかりほにいくよへぬらむ」と改つてゐるのは、元來「抄」の歌と共に躬恒集に出てゐる全然別の歌「小

山田のをくつての稻をかりつみてまもるかり庵にいくよへぬらむ」と誤つて混合せるものと思はれ、何れも「集」の改修態度が慎重を缺き杜撰なものであつた事を物語ると共に、訂正者が「抄」撰者と別人である事の證となる。歌句について、「抄」歌は總歌数の約三分の二を占め、以外の歌に於いては凡て一首中に一字乃至數字の異同點を存してゐる。多く何れが正しいとは断ぜられぬが、中には私意による改竄と思へるものがある。(集、二八九の如き、歌合の判詞により改竄せるもの。)次に作者名に就いてみるに、兩者相異の場合は多く「集」の方が誤りである。兩書作者名相異のもの計四十一。(但し「集」が「抄」の諸本の何れかに一致するものは省く。)(A)、「抄」に「讀人不知」とあるが「集」にて作者名明記あるもの廿個。(内二個は「集」の方却つて誤り。七個はその訂正の正しきもの、他の十一個は何れ正しきや不明(B)、「抄」に名あり「集」に「讀人不知」となれるもの七個(内二個は「抄」の方正し。他は不明。)(C)、「作者名相異十三個(中「集」にて訂正されたもの僅か二個。十個は却つて「集」の方が誤つてゐる。然して(C)の内、「集」の三三八・五五〇・五五一・一二八二の四首の誤の如きは、その輕卒「抄」に「かはやなぎ」とは縁に「の哥を惠慶法師の作とするが、惠慶集にもこの「集」卷九、では「仲文」の作

に基くもの。」「抄」に「かはやなぎ」とは縁に「の哥を惠慶法師の作とするが、惠慶集にもこの「集」卷九、では「仲文」の作

となつてゐる。これは「抄」に於いてこの哥の次に仲文哥がきてゐた爲、それを見誤つての錯誤ではないかと思はれる。

尙、作者名の表記に於いて、「抄」に出づるものと、「集」に新たに於けるものとに相異が區別されるものがある。(1)、「抄」所出歌には中務卿具平親王(四三・二・一〇〇五)とせるに、「集」新探歌には中務のみ(一一二・二)とし、(2)、「抄」所出歌には藤原仲文(四三六・五三・五五・一)とせるに、新探歌には(一一二・二六)の異名を用ゐる、(3)、「抄」所出歌には皇太后宮權大夫國章(五四四・一〇六八)の表記を用ゐるに、新探歌には「三位國章(五五七・二六・二八五)の稱を用ゐる等。これも兩集撰者相異の證とみれば、みられるであらう。(尤も「抄」自身中にも、(1)「中納言道綱母」右大將道綱母、(2)「如覺」高光、(3)「僧正遍昭」良峯宗貞、(4)「齋宮女御」承香殿女御等。兩様の稱を用ゐたものもあるが。)

(三)、構成・撰歌の點より見て「抄」の極めて優秀なるに反し、「集」には難點が多い。「集」の編者は其手

腕・鑑識眼等に於いて「抄」の編者に遙かに劣る。兩書の構成を對比するに、「集」に於いて新設された「物名」「神樂歌」「雜下」の二卷から分化展開したものである事が知られる。然しこれらの新設部内に於いては、「神樂歌」「拾芥抄」には「神祇」とす中に「神樂歌」ならざる「雜神歌」や「大嘗會風俗歌」を含み、「雜春」「雜秋」中に「雜夏」自一〇六六至一〇八二や「雜冬」自一一三七至一一五八に該當する歌を兼ね收め、「雜賀」中に連歌自一一七九至一一八四・戀歌(自一一八五至一二〇九)をも包攝せしめるなど、其の部類わけに極めて不自然な所多く、其他細部の點に於いても誤謬・矛盾の箇所を數多く指摘し得べく、(たとへば集二六五の「仁和の御時大嘗會の歌」を、何故「神樂歌」中の大嘗會哥の所に收めないで、賀部に入れてゐるのか、の如き)、「集」編者の編輯的方法・手腕に對しては尙未熟と評すべきものがあるやうに思はれる。これに反して、「抄」の部類は整然としてゐる。殊に「雜部」の二卷は、それ自らの中に、春・夏・秋・冬・祝戀・物名・雜・哀傷に該當する小歌群が有機的に集結されて、恰も一小歌集を形成してゐる。統整はかなり緊密に行はれてゐる。

然らば「集」の撰者は果して何人であらうか。花山院御自撰説は未だ根據薄弱と思ふが、「集」と「抄」と敬相語の使用を同じくするのを見れば、たゞ「集」にあつては、若干使用範圍が廣くなつてゐる。皇后・東宮等には、若干の例外もあるが、使用するやうになつた。「集」も矢張り院の思召になるものであらうか。更に後拾遺抄の假名序に「花山法皇はさきの二つの集(私云、古今)に入らさ

る哥をとりひろひて拾遺集となづけたまへり」とある記事は、從來御自撰説の證とされてゐるが、この言は顯昭が「拾遺集仰誰人令撰給ト云事不分明歟」後拾遺抄註と注してゐる如く、又和田信二郎氏が論ぜられたやうに「花

山帝の大御心によりて或人の撰述せしものと解すべきであつて、以て「集」が勅撰たる事の證とするに足る。^(四)
道長が古今・後撰と共に拾遺集を中宮彰子に奉つてゐる 紫式部日記・榮花物語 のも、それが勅撰であつた爲で、多少そこに「三代集」的な考へ方の萌芽が見られるのではないかと思はれる。

註(四)

和田信二郎氏は「殊に後拾遺集の撰進は應徳三年にして拾遺集の寛弘二年以後を去る僅に八十年前後を過ぎしのみなるその時代に於て、それ等の事情^(私云、集は院の勅撰になる事)の勅撰集序に誤り傳へるべきにあらざるべし。殊に至尊に關せる事なるに於てをや」^{既述論文四四頁}と述べてゐられる。因にこの「後拾遺抄」假名序にいふ「拾遺集」は果して廿卷の「集」の方であらうか。後拾

遺抄は序中に「拾遺集に入らざる中頃のをかしき言の葉もしは草かき集」めたものといふのであるから、當然拾遺集の歌はない筈であるのに、然も五首^(一〇九三・二二八五・三三五)何れも「集」にのみ見ゆる歌が存する事を思へば、この「拾遺集」といふのは或は十卷の「抄」の意であらうかとの疑問が存するわけである。然し、これに對しては、(1)、「後拾遺抄」の組織が廿卷で、この點寧ろ「集」の方によれるらしい事。(2)、同じ序中に「玄々集」の歌をとらぬといひながら、實は玄々集の歌が存するを思へば、先の言は必しも嚴密に考ふべきでなく、五首の如きは見落しとも考へられる事。(3)、諸本凡て、右引用文の所は、明かに拾遺集になつてゐる事等によつて、やはり廿卷の「集」をさすものであると考へておく。

その撰進の實務に與つた人物については、眞淵が「いづこの傍人かかき集めつらん」と言つた程ではないまでも、さして優秀な歌人であつたとは思はれない。^(五) 爰に、從來單なる古傳として顧みられる事少き長能道濟説に對して一應の吟味を加へておかう。左の諸點は彼等を撰者とする説への傍證又は裏書となり得る如くに思はれるからである。

(一)、「集」の撰者は公任崇拜の人である事既述の如くであるが、長能はこれに適ふ。彼が公任に三月盡の詠を難ぜられて煩悶遂に病死した話(袋草紙)によつても、私淑の程が知られる。

(二)、道濟には「和歌十鉢」の如き著があり、又家集によると「元輔集」・「實方集」・「大江爲基詠草」等の書寫の記があつて、かゝる撰集の撰者たるに相應しい。

(三)、長能・道濟の歌の「集」に入る事少きは撰者たるに相應しい。長能は「集」に於いて新に一首とらる。道濟の如きは「集」に於いて始めて一首入集せるにすぎず

(四)、長能は花山院と御親密であつた。家集による。尙、彼は花山院に於ける歌合や歌會には屢々出席してゐる。(寛和元年内程歌合等。)

然し此等は何れも消極的傍證たり得るに止まり、根據としては薄弱に過ぎる。のみならず、此説の反證として、

(一)、「ふしづけしよどの渡を」集、卷四、二三四、の歌が「抄」・「集」に「屏風に」と詞書し、且作者が「平兼盛」となつてゐる事。この歌靜嘉堂本「抄」に缺き、朱にて補ふ。此歌は「長能集」自撰のものに「花山院の哥合にめしゝかば」とある中の歌である。

(二)、「ひねもすにみれどもあかぬ」集、卷四、二二五、は「集」に「讀人不知」とあれど長能集にあつて、長能の歌である。

(三)、「我といへば稻荷の神も」集、卷十九、一二六七、は「抄」・「集」に「藤原長能」とあれど、長能集になく、「一條攝政集」益田家藏傳に「いなりにていひそめたまたる人ことさまになりぬときゝたまで」と詞書して出てゐる哥句に小異あり。こと

の三件に着目するならば、未だ長能・道濟説に従ふのも躊躇される。所詮この説も、伊勢物語における

長能狩使本の如く、一箇の傳説にすぎないものであらうか。

註(五)

眞淵は「三代集總説」中に於いて、「集」には萬葉・古今・後撰の哥多く入り、又誤れるもの、或は重出哥の存する事等をのべて、「いで上皇の御撰ならば仕る人々におはせ有て古書をかむがへ出させて、萬葉のむねをとばせられも考させもし給はんに、かくばかりの誤りあるべきかは。そのみならず、人していく度も上下よみととのへさせらるべきことなるを、有とある人みな既に入し哥をおぼゆるほどの人なからんやは。公任卿はたこのふるき事しれる人とはなけれど、時につけて名もたかく、家もよろしくまづしき事なども聞えぬを、さばかりよみかへし古きふみをくらべなどするばかりの人なからんや。これらをおもふに、御撰はもとよりにて公任卿の集めにもあらず、かたへにこもりをるものゝさるべき従者だにもなく、又よき友だにもあらぬわび人のみづから書集めしものにて、かへりみだにせで傳りしなるべし」と云つてゐる。

「集」の杜撰な點から非花山院・非公任説を主張してゐるのである。「新學異見」にも見ゆ。

註(六)

顯昭「後拾遺抄註」には「拾遺集仰誰人令撰給ト云事不分明歟或人云仰長能・道濟等歟」とあり、「和歌色葉集」（傳顯昭集本）には「花山院はたしかの説はなけれども長能・道濟が撰といふ拾遺抄は此集を法皇抄し御せり」と見え、「拾遺抄物」（國書院本）には「花山院御撰但長能道濟承之云々」とある。而して、第一章（註一）に既述の「拾遺抄註」の傳説もこれに關係あるものと思はれる。

かくして「集」は花山院の勅撰であると思はれるが、その撰進の實務に當つたのは、公任でもない、長能・道濟でもない、公任・人丸崇拜の傾向を有し、「抄」の撰者とは別人であつて、さして優れた歌人ではなかつた事は推察されるが、それを何人と指摘する事は今日不可能で、結局撰者未詳として後考を俟つべきであらうか。

こゝでは「抄」の成立・「集」の増補に際してその素材となつたであらう諸資料について吟味し、併せて成立事情の一端について私見を述べてみようと思ふ。

「抄」・「集」の撰述の際にその典據となり資料の供給者となつたものは、恐らく當時流布してゐたであらう私家集・私撰集・歌合其他であつたと思はれる。今「抄」・「集」所收の歌の見える現存私家集・私撰集・歌合其他を列擧すると、「抄」は「抄」所見番數。「集」は「集」新探番數。

(I) 私家集。

- (1) 人丸集「抄」十七首。△
- (2) 躬恒集「抄」廿八首(他ニ異本二首)△
- (3) 素性集「抄」三首。△
- (4) 類從本猿丸集「抄」ナシ。△
- (5) 家持集「抄」ナシ。△
- (6) 類從本兼輔集「抄」ナシ。△
- (7) 異本敦忠集「抄」二首。△
- (8) 公忠集「抄」四首。△
- (9) 異本齋宮女御集「抄」五首。△
- (10) 宗千集「抄」二首。△
- (11) 清正集「抄」二首。△
- (12) 興風集「抄」ナシ。△
- (13) 是則集「抄」七首。△
- (14) 小大君集「抄」七首(他ニ異本二首)△
- (15) 異本能宣集「抄」廿首。△
- (16) 兼盛集「抄」九首。△
- (17) 貫之集「抄」四十七首。△
- (18) 伊勢集「抄」廿二首(他ニ異本二首)△
- (19) 赤人集「抄」三首。△
- (20) 遍照集「抄」五首。△
- (21) 源順集「抄」五十一首。△
- (22) 元輔集「抄」九首。△
- (23) 朝忠集「抄」三首。△
- (24) 高光集「抄」四首。△
- (25) 友則集「抄」二首。△
- (26) 小

- 町集「抄」ナシ(他ニ異本)。(27)△「忠峯集」「抄」六首(他ニ異本三首)。(28)△「頼基集」「抄」一首。集ニナシ。(29)△「源重之集」「抄」九首。集四。(30)「集」三首。(31)△「仲文集」「抄」二首。集ニナシ。(32)△「忠見集」「抄」六首。集十一首。(33)△「中務集」「抄」四首(他ニ異本一首)。(34)△「元良親王集」「抄」二首。(35)△「清慎公集」「抄」八首。集二首。(36)△「高明集」「抄」ナシ。集二首。(37)△「御堂關白集」「抄」ナシ。集二首。(38)△「曾丹集」「抄」二首。集三首。(39)△「實方集」「抄」一首(他ニ異本一首)。(40)△「公任集」「抄」五首。集十首。(41)△「輔親集」「抄」一首。集二首。(42)△「長能集」「抄」六首。集二首。(43)△「馬内侍集」「抄」一首。集二首。(44)△「異本惠慶法師集」「抄」十二首。集一首。(45)△「安法々師集」「抄」一首。集ナシ。(46)△「爲頼朝臣集」「抄」二首。集三首。(47)△「朝光集」「抄」ナシ。集三首。(48)△「義孝集」「抄」二首。集三首。(49)△「深養父集」「抄」四首。集一首。(50)△「道綱母集」「抄」二首。集二首。(51)△「大貳高遠集」「抄」二首。集二首。(52)△「赤染衛門集」「抄」二首。集三首。(53)△「異本兼澄集」「抄」二首。集三首。(54)△「藤六集」「抄」五首。集三首。(55)△「源道濟集」「抄」ナシ。集二首。(56)△「大江嘉言集」「抄」二首。集二首。(57)△「一條攝政集」「抄」八首。集四首。(58)△「九條右大臣集」「抄」ナシ。集一首。(59)△「檜垣女集」「抄」ナシ。集二首。(60)△「道信中將集」「抄」二首。集ナシ。(61)△「和泉式部集」「抄」ナシ。集二首。等。

II、私撰集

- (1) 六帖「抄」二四五首(重出六首)。(2) 菅家萬葉集「抄」三首。集三首。

〔拾遺以後の撰集は省く。〕「新撰和哥集」は未調の故省き、「三十六人撰」、「金玉集」も朗詠

集等は既述の故省略した。

III、歌合

- (1) 寛平御時后宮歌合「抄」五首。集二首。(2) 神宮文庫本 寛平御時洞院中宮歌合「抄」三首。集五首。(3) 延喜五年 平定文家歌

合「抄」三首。・(4)延喜亭子院歌合「抄」三首。・(5)延喜十六年亭子院有心無心歌合「抄」一首。・(6)延喜廿一年京極御息所歌合「抄」一首。・(7)近江御息所歌合「抄」三首。・(8)天曆麗景殿女御歌合「抄」四首。・(9)天德内裡歌合「抄」九首。・(10)天祿圓融院扇合「抄」一首。・(11)天延一條大納言家歌合「抄」一首。・(12)天元小野宮右衛門督家誂合「抄」一首。・(13)寛和内裡歌合「抄」三首。・(14)年月不明陽成院親王二人歌合「抄」一首。・(15)年月不詳貞信公殿歌合「抄」一首。・(16)年月不明宇多院歌合「抄」一首。・「集」ナシ。

(IV) 其他

- (1)伊勢物語「抄」三首。・(2)大和物語「抄」九首。・(3)宇津保物語「抄」三首。・(4)蜻蛉日記「抄」一首。・(5)この表についての例言は「註」参照ありたし。

等があり、「集」中⁸¹⁶首内「抄」歌²³⁹首は此等の諸書中に見出される。この表は、今後の精査により多少動搖する所あるかもしれぬ。而して此等諸書と「抄」・「集」との関係は大別して、(一)兩者間に直接關係なきもの、(二)「抄」・「集」が是等より取材せる場合、(三)逆に是等諸書が「抄」・「集」より取材せる場合の三つが考へられるが、その決定は雙方を克明に比較検討の後にされるべきもので、紙幅乏しき本稿ではその一々の縷述は割愛する。記號にて、右表「私家集」の部に附せり。こゝでは主として「抄」・「集」の成立に最も緊密な關係が存すると思惟せらるゝ若干の私家集に限つて、その關係を略述するにとゞめよう。

註(一) (I)「私家集」の項について。

(A)特に斷らざるものは凡て「流布本」を用ゐたものである。左に流布本以外を底本としたものについて簡単に説明する。(7)

の「異本教忠集」は冷泉伯爵家藏傳道風簾傳本を用ゐ、(9)の「異本齊宮女御集」は西本願寺本三十六人集所收本の以下倣之により、尙圖書寮藏の別種の異本を参照し、(15)の「異本能宣集」は西本願寺本により、(44)「異本惠慶集」は圖書寮藏本前田家本も同じにより、(53)「異本兼澄集」も圖書寮藏三種の異本を参照した。これらの諸集にあつては、流布本は抄本或は殘缺本にすぎないからである。尙、割註内に引用した諸集の異本については、煩はしいから、説明は凡て省略する。この外未だ複刻本なきものでは(49)「深養父集」、(51)「大貳高遠集」、(54)「藤六集」、(60)「道信中將集」は何れも圖書寮本により、(56)「大江嘉言集」は京大研究室藏本を用ゐた。

(B) 書名右肩の記號は、該書と抄・集との素材關係を示さうとしたもので、○は兩者間(該私家集と抄・集)或は「集」(●)との素材關係あるもの、△は關係不詳のもの、×は關係無きものを表はす。△×の下に脚註とせらるは、特に「抄」或は「集」なきは、「抄」・「集」兩者と△であるか×であるかを意味する。判定理由省略。

(C) 業平集「敏行集」・元眞集「海人手古良集」・千里集「本院侍從集」・小馬命婦集「相如集」・藤三位集「惟成辨集」・三條右大臣集等には「抄」・「集」の歌が見えない。

Ⅰ「歌合」の項について。

(A) (1)は神宮文庫本により、(6)・(7)・(8)は圖書寮藏本原本は近衛家にある由により、(3)・(13)・(14)・(15)・(16)は前田侯爵家藏平安朝古鈔本によつた。何れも未だ流布してゐない。

(B) 集以前の歌合で管見に及んだものは、他に三十種あるが、それらは凡て「抄」・「集」と關係はない。

(A)、「異本能宣集」との關係。「抄」に能宣とある歌は計廿三首。このうち十八首は「家集」に見えるが五首集、一九〇・二六四・七は「家集」に存しない。この五首の中一首(一九〇)は重之集に「又昔惠慶れいの人」と詞書があつて、能宣の哥ではないと思はれる。(但し、金玉集・朗詠集にも能宣とすが、殘の四首については、能宣の作たる事を否定すべき何等の根據をも發見し得ない。此事は「抄」の資料となつたものが「家集」以外にも存する事を物語つてゐる

が、更に「家集」に出づる十八首についてみて、

(a) 三善のすけただがかうぶりし侍りけるに
ある人のかうぶりする所にまかりて

ゆひをむる、初もとゆひの小紫衣の色に、うつれと思ふ、
けふむす、初もとゆひの小紫衣の色のためしなるべし、
(抄) (家集)

(b) ある藤氏のうぶやに

(抄) (家集)

の如く^(a)「集」^(b)三七二、或は「抄」の方具體的にして到底「家集」より抽出し得られぬもの、^(a)如し、或は詞書事實

の相異せるもの、^(b)如き、或は歌句の相異甚しきもの^(a)如き、等多く、^(b)計十首、是らは決して「家集」^(a)現存「異本能」^(b)「宣集」をさす。によ

れるものとは考へ難い。結局「家集」との關係を豫想し得るものは廿三首中僅六首にすぎず、然も内三首

は屏風歌・歌合歌等にて、必しも「家集」によるとはいひ難く、又若し「抄」撰者がこの由緒正しき自撰家

集^(a)後述巻頭序文による。を入手してゐたならば、他の所傳を異にする歌に於いても當然「家集」の方による筈と思はれ

るから、結局かくの如き少數の類似のみにては、兩者の關係を否定する方が寧ろ穩當と思はれる。

次に「集」に出づる五九首の能宣歌^(a)内、二八一の歌は「抄」に「元輔」とあり。「元輔集」にもあるから、

についてみるに、「集」の誤謬と思はれる三首^(a)一八九(古今集・六帖には紀淑望の作とある。小町集・新撰和歌集にも

いた以外の卅二首は、何れも「家集」に存してゐて、詞書・歌句についても兩者は密接な關係にあり、
(三)

唯「安和元年大嘗會風俗歌」・「天祿元年大嘗會風俗歌」は、何れもそれら「集」が家集に基く事は全く疑ない。結局、「集」

の撰者は能宣歌の凡てを家集からのみ得てゐるのであつて、此點に於いて「抄」の場合とは全く趣を異に

してゐる。

註(二) 一例を示せば、

(〇〇物へまかりける人にぬさつかはしける衣簀に浮鳥のかたおし侍りて
(〇〇みちのくにへまかる人にぬさつかはすはまに浮鳥のかたを作りて侍しにかく

(〇〇初瀬へ詣でける道にさほ山のわたりに宿りて侍りけるに千鳥のなくを聞きて
(〇〇九月許に初瀬にまで侍さを川のほとりに宿りて侍るに女さき立てやとりにけるをしらで夜
ふけて千鳥の鳴くを聞てまた聞人はなきにやと獨言にいひ侍はへなるを聞てかくのたふ

(「集」四五八)
(「家集」)
(「集」四八四)

の如き例が多く、何れも「家集」の方具體的である。
尚、家集に於いて舞風哥・哥合哥中のもので詞書の簡單なものには「集」に題不知、或は詞なきもの二・三あり。

(B)、「元輔集」歌仙家集本との關係。

「元輔集」には大體(a)歌仙家集本・(b)群書類従本の二系統が存するが、(b)は(a)後半の缺脱では古形を保つてゐると思はれる歌仙家集本の方を用ゐた。(部分的語句的には(b)本の方正しいと思はれる所もあるから参照した事勿論である)そして、この(a)本は「國歌大系」解題にもいふ如く、自撰或はそれに近きものとして信用してよいものと思はれ、「源道濟集」・「紫式部日記」等にその名が見える所から、早く「抄」に元輔とある歌は計十八首。但し、他に「三七五」の哥は流布本に「元輔天皇頃には成立流布してゐたものと思はれる」。「抄」に元輔とある歌は計十八首。輔とあれど、靜嘉堂本「抄」及「集」には「すけみ」とあり、「藤六集」にもあつてその方が正しいから、勘定に入れない。この内「抄」の誤れる一首六〇八。「集」には兼盛とあり。又「兼盛」を除いた十七首についてみると、九首は「家集」にみえ八首は「家集」に存しない。「家集」にみゆる歌と雖も前記能宣集の場合と同様にして無縁と推すべきもの多く、結局「抄」と「家集」との關係は全く稀薄にして、「抄」の主なる典據となつたものは、寧ろ現存家集以外にあつたやうに思はれる。

「集」に於いては元輔の歌は甚しく増加して新たに卅二首を加へてゐる。内一首(六〇七)は「集」の誤で、實は能宣の哥である。(異本能宣集による)。
「集」が家集を使用してゐるらしい事は他にも徴證があるが、「家集」に出づる廿首についてみても歌句・

詞書に於いて兩者は極めて近似してゐる。

(a) 加階し侍るべかりける年えし侍らで雪のふりけるを見て
加階し侍るべき年もれてえし侍らで雪のいたくふる日

〔集〕五〇四
〔家集〕

(b) 除目のころ子の日にあたりて侍りけるに按察の更衣の局より松を簪にてたべものを出して侍けるに
つかさ召の子日にあたりて侍しにあげちの更衣の局より松をはしにて物を出して侍りける

〔集〕二〇二八
〔家集〕

「家集」に見えない十一首は殆ど凡て屏障歌であつて、この二首は例外なるも、まづ屏障歌に準ずる。「家集」に出づる廿首が凡て實詠であるのと性質の相異がある。思ふに是等の屏障歌は當時の「家集」には存してゐたのであるか。「元輔集」現存本には屏障歌は一首もないが、たとへば兼盛集に於いて屏風哥と大嘗會哥とのみにて下巻を構成してゐる例を見る如く、當時の「元輔集」にかゝる下巻的部分があつたのではなからうか。或はそれらの屏障より直接に取材されたものと思はれる。「集」が「家集」を素材として使用した事はほゞ疑がない。即ち、元輔歌の出處については「抄」・「集」間に相異が認められるのである。

註(三) 例へば

(a) 「神明寺の邊に無常所まうけ侍りけるがおもしろくみえければ」
「おなじ山里に侍りし頃人々とふらはむとて詣てきて物などいひ侍りしに」

〔抄〕集、五〇二
〔家集〕

(b) くらひやまみねまで、つける杖なれど、いまよるづよのさかのため、ぞくらひやまみねにつきぬる杖みれば、たゞゆくすゑのさかのためかは

〔抄〕集、二八二
〔家集〕

の如く、(a) 詞書・(b) 歌句に於いて大異あり、或は

(c) ひごの守にて清原元輔がくだり侍るに源満仲朝臣の饒し侍りけるにかはらけとりてある人に

〔抄〕集、三三三
〔家集〕

あれぞ、それは偶然の類
似と認むべきもの。

中には詞書類
するもの二・三

註(四) 『集』卷十七、一一三七の「秋もまだ遠くもあらぬに争で猶たち歸れともつげにやらまし」の歌は、元輔集によつたもので

家集に

十月ついたちごろ殿上のをのことも嵯峨野にまかり出でゝよみはべる

秋はまた遠くならぬにいかで猶たちかへりねと人につげばや

と大貳よみてはべりし

秋深みまたきに老る菊の花立返れともつげにやらばや

とある二首の贈答歌を合成して一首としたものと思はれ、或は前哥の誤傳と考へられるが或は「妻のなくなりて侍りける頃秋風の夜寒に吹

き侍りければ」と詞書した大貳國章の

おもひきや秋の夜風のさむけきに妹なき床にひとりねむとは集、卷廿、二八五

の歌は、元輔集では、「大貳くにのりの朝臣のめなくなりぬときと云々」の詞書ある歌の次にあつて、「同じくにのり

秋風の夜寒になるよしよみて侍りし返事に遣し」との詞書があり、實は國章歌に對する元輔の返哥である。これらは「元

輔集」を素材として使用したものゝ、その採録に際して慎重を缺いた爲の誤りと解すべきであらう。

(C)、「小大君集」との関係。「抄」に「東宮女藏人左近」とある歌三首「集」、七九七、一〇四七、一一〇一は孰れも「家集」に存

してゐて、その詞書・歌句の比較からいつても兩者密接な關係にある事が分る。たゞ「家集」は甚しく詳細具體的な詞書が附されてゐるので

「抄」の方では單にその要領のみをとつてゐるものがある。それは編者の手腕による修正である。(尙、七九七の詞は流布本に缺くが靜嘉堂本「抄」及同朱校に存す) 他に「抄」の藤原爲長の歌一首「集」三三六も詞

書・歌句「家集」のそれと極めて類似してゐる。

他に「小大君集」に出づる哥で「抄」にも見えるものには高光哥(集、一〇六三)・道信朝臣哥(集、一二九三)の二首があるが、これらは「高光集」及

「道信集」より採られたものである。

ためながみちの國の守にてくだる三條のおほきおほい殿のせんしたまふに
みちの國の守にてまかりくたりける時に三條太政大臣の錢たまひけるときに

藤原爲長 (家集抄)

此等の歌の出所は、恐らく既述

第一章 参照

の靜嘉堂本「抄」の書入れにいふ所の東宮女藏人左近の奉つた歌稿

にあつたと思はれるが、それは同時にこの現存家集を指すものであると解せられる。

唯、右の靜嘉堂本朱校に見える誓が家集に存しな

いのが疑問であるが、小大君集の現存本は、卷末に異本小町集を混入して居り、末尾を始め中間部にも脱落が、このことも反證たり得ない。

「小大君集」が「抄」

の素材となつた事はほゞ信じてよい。「家集」の組織が不統一で、單なる舊い哥反古の未整理な集録（殊に後半部に於いて）たるに留つてゐるのも、「抄」とそれとの成立年代の非常に接近してゐる事から考へて

「抄」の素材として早急に提出すべくされた爲であらうか。

所が此「家集」の歌で「集」の新採歌中にみえるものが他に四首ある。夫等は孰れも左表の如く、詞或は

No.	拾遺集			小大君集
	國歌大觀番號	初句	詞	作者名 (續國歌大觀番號)
(1)	三二三	わかれちは	題しらず	讀人不知
(2)	五〇〇	うゑてみる	題しらず	中務
(3)	九三四	ひたぶるに	題しらず	讀人不知
(4)	一一六三	苦むさば	詞書「家集」に類す。	讀人不知
				ナ但圖書寮桂宮 (本「他本哥」中)
				一六八七〇
				一六八四〇
				一六八八八

作者名に於いて、所傳不明或は誤傳あるものゝみで、歌句についても「家集」と若干の異同の存するものあり、「抄」に見ゆる歌の凡て所傳正しきに對して甚だ不審である。或は集の杜撰の一例か、又思

ふに此も「抄」と其出所を異にする爲で、「集」は家集以外の何處かより得て來たものと解すべきではなからうか。

(D)、「伊勢集」との關係については詳説は略するが、「抄」が主として現存家集と密接な關係にある(例へば兩者の詞書極めて相似す)。

(a) 鏡の裏に鵜のかたをいつけて侍りければ
鏡てうせさせ侍りける裏に鵜のかたをいつけさせ侍りてよみ侍りける

(家集)
(抄)

(b) 亭子の帝の御前に前裁うる給ひて朝露おけるをめでさせ給ひて哥よめと宣ひければ
亭子院の御前に前裁うるさせ給ひてこれよめと仰言ありければ

(家集)
(抄)

の如し。に反し、「集」は「家集」と無關係でそれ以外に資料を多く持つやうである。而して「抄」に「齋院の屏風に」類従本伊勢集とあるを「集」卷三、八三、に「亭子院の御屏風に」歌仙家集本伊勢集と訂正せる如き、夫々の典據を異にする事を物語つてゐる。

註(五) 「伊勢集」と「抄」・「集」との關係を述べるに當つて、最初に「伊勢集」そのものについて考察しておく。

「伊勢集」には五種の異本が存し(國語學文)

第四卷・第四號發見泰氏論文參照相互に異同も散見しが、まづ、京大本で當つて卷百一八〇五、續國哥大觀卷號、以下倣之より一八四八一に至る約三百七十八首の部分についてはまづ異同がない。(たゞ流布本では、類従本西本願寺本神宮文庫本等に比してこの部分中にあるべき「塵にだに」より「身にしみて」に至る八百が、後部(渡邊氏のいふ乙歌群)中に錯簡してゐる)そしてこの三百七十八首の部分は、若干の異同あるも、まづ後援に見える「中務の賦じた伊勢集」にも大體同じものであると思はれる。この部分を、かりに原家集と名付ける。次に渡邊氏のいふ増補部(一八四八一—一八五三)甲歌群(一八五三—一八五八九)乙歌群(一八五九〇—一八五九九)丙歌群(一八六〇〇—一八六〇七)がつく。増補部が氏のいふ如く後人の増補か否かは疑はしいが、拾遺の項には既に存してゐたものと思ふ。この部の卷本にある二親におくれて侍りける留男の問ひ侍らざりければ亡人もあるがづらきを云々の歌は、詞歌句其儼には既に存してゐたものと思ふ。この増補部は、或は中務の集めたものであり、その末尾に彼女が自作を加へておいたのではないかと思はれる。拾遺抄がこれを伊勢の作と誤つたのもかゝる事情によるものと思はれ「抄」・「家集」この關係も、又増補部が既に當時存してゐた事も明かと思ふ。乙歌群は既述の如く、原家集中のもの、錯簡して、かく後部へ來たものであるにすぎぬ。結局、甲歌群と丙歌群とのみが後人の追補と思はれるのである。

拾遺集に伊勢とする歌は廿五首ある。それを分類すると、

廿五首

- (A)「抄」にも見ゆる歌十八首 (a)「家集」にみゆる哥 十五首(内増補部二首)
(b)「家集」になき哥 三首(但、二首は丙歌群にみゆ)
(B)「集」に新に見ゆる歌七首 (a')「家集」にみゆる哥 三首
(b')「家集」になき哥 四首(何れも丙歌群にみゆ)

となる。(A)の(a)は何れも「抄」に於て伊勢の作となつて居り、その詞書についても「抄」・「家集」殆ど合致する。前述(前註)の中務の一首を伊勢と誤れるなど、兩者の關係を確證する。(b)の三首についてみるに、(1)「九〇八」の一首(丙歌群中)は「抄」には「よみ人しらす」とあるから、「抄」は無難。(2)の「三五八」の一首(丙歌群中)は「六帖」にも見え、又「宇多院哥合」には「友、則」の作とあつて、或は「抄」の誤か。(3)の「二八一」は「抄」にも伊勢とあるが、この「我こそは憎くもあらめわが宿の花見にだにも君がきまさぬ」の歌は、萬葉集の「(上句同)花摘をみにはこじとや」(柚本集)の異傳と思はれ「抄」の誤であらう。かくの如く「抄」に伊勢とする十七首中、「抄」の誤と思はれる(b)の二首を除けば凡て「家集」と一致する。

次に(B)の(a')についてみるに、必しも家集によつたかは疑しく、左の如く相異するものもある。

- 「同じ御時(私云、天曆)の御屏風に」 (「集」一〇五)
「夜深けて時鳥の一聲なき侍りに」 (「家集」)

(B)の(b')は何れも丙歌群中にあるが、それは「家集」が「集」によつて補つたのである。

勢の哥で、
はない。即ち、「集」は「家集」と關係がないと思はれる。

(E)、「貫之集」との關係。「抄」・「集」何れも家集によつてゐると思はれるが、「抄」は類從本系統のものにより、「集」は歌仙家集本系統のものによつたものかと推察される理由がある。

註(六) 吉田堯文氏(國語 國文第二卷第六號)によると、現存本貫之集の成立は拾遺以前、貫之の没年を甚しくは隔つたものではないと

拾遺抄及び拾遺集の成立についての考察

いふ。「抄」の「てにむすぶ水にやどれる」^{十卷}の歌の左註に「この哥よみ侍りてのも程なくみまかりにけりとなん家の集にかきつけて侍ける」とあり、^{靜嘉堂本による。流布本はこの部分を缺く。}又「集」^{卷九}の「水の泡やたねとなるらむ」の左註に「この哥貫之が集にあり」とあるによつて、「抄」「集」共に、貫之集を使用してゐた事がしられる。又、「抄」「集」の詞と「家集」の詞とを比較すると、殆ど全部「家集」が資料とされてゐる事も分る。其證據は吉田氏が詳細に論じられて餘す所がない。^{前記論文五九頁一六〇頁。}から、詳しくは該論文に譲つて、氏のふれられなかつた諸點についてのべる。

(1)「集」に貫之とある歌は百七首。分類すれば、

(A)「抄」にみゆる歌 六十一首 (a)「家集」に見える歌 四十六首
(b)「家集」に見える歌 十五首

(B)「集」に新にみゆる歌 四十六首 (a)「家集」に見える歌 四十一首
(b)「家集」に見える歌 五首

となる。(A)の(a)・(B)の(a)は、恐らく家集より出づるものであらう。(A)の(b)・(B)の(b)について吟味しておく。(A)の(b)のうち、七首は「誦人不知反は他人哥となつてゐるもので、恐らく、集の改修の際の誤りと思はれる。此外二二七は宣方の哥、二二〇八は後撰に「よみ人不知」とあり、結局以上の九首を除いた六百だけ、或は「貫之」の哥かと思はれるものである。(B)の(b)のうち、「九八は舞風の哥で(念子院哥合の哥であらう)」「集」の誤りであるが、残りの四首については「貫之」作。結局「抄」・「集」を通じて十個の出所不明哥がある。これは恐らく、或は別の資料によるものもあり、或は又、當時の家集には存してゐたのではないかと思ふ。

^{現に「集」に「家集」にありと記されてゐる前}
^{の「水の泡や」の哥は現在家集には見えぬ。}

(2)「貫之集」には歌仙家集本と類従本の二種の異本がある。歌仙家集本の本文は、傳貫之自筆自家集切の斷簡數葉^{假名遣の}からみ^{て、天曆頃か、それ以前}の書寫と考へらるゝと比較するにほぼ一致してゐて、拾遺集頃には既に成立してゐたであらうと思はれる。類従本は自家集切と可成りの相異を有するが、これも「集」の頃には存してゐたものではなからうか。「集」の「數ふれどおぼつかなきを」^{卷十}二〇の歌は「清和の七のみこ六十の賀の屏風に」と詞書してゐるが、「家集」では兩系統本に相異があつて、

○「延喜十五年九月廿二日右大臣殿忠平の奉爲、清和七宮御息所被奉、三六、十賀、時屏風歌」

(類從本)

○「延喜十五年九月廿二日右大將の御六、十賀、清和の七宮の御息所の仕うまつり給ひける時の屏風の料の歌」(歌仙本)

即ち、「集」は、寧ろ類從本の方と一致する。又「集」の「常夏の花をしてみれば」(卷十六)の歌は「延長七年十月十四日元夏のみこの四十の賀し侍りける時の屏風に」と調書してあるが、この歌も、

○「延長七年十月十四日女八親王の御爲に陽成院の親王の四十賀せらるゝ時の御屏風歌(下略)」

(類從本)

○「延喜十年十月十四日女八宮陽成院の一のみこの四十の賀仕うまつりける時の屏風のうた(下略)」

(歌仙本)

「集」は類從本に一致する。但し「御爲に陽成院の親王の」とあるは「御爲」かくの如く、「集」は類從本系統と關係あるに反し、「抄」は陽成院親王とありしもの誤りであらうか。「集」は類從本系統と關係あるに反し、「抄」は、むしろ歌仙家集本系統によれるものゝ如くである。兩系縮本最大の相異は、歌仙本卷四の部分が類從本には存してゐない事である。「抄」は六首の卷四の歌を有してゐるが、「集」新探考にあつては一首も「卷四」から採つてゐない。

(F) 其他。「抄」は「異本敦忠集」西本願寺本・冷泉伯爵家・「異本齋宮女御集」・「朝忠集」・「高光集」・「仲文

集」・「道信中將集」等を資材の供給者としてゐるらしいに反し、「集」は此等と無關係である。

以上の如く、その資材とし典據とする所については、「抄」・「集」兩者間にかなりの相違があつたらしい事を指摘する事が出来る。或は「集」の撰者は、「抄」の撰者から、「抄」の撰進に際して集輯された諸資材群を、譲渡される事がなかつたのではないかとまで想像される。この事は兩書の撰者が異なる事への一證ともなり得るであらう。

爰に特に注意されるのは「異本能宜集」に對する既述の「抄」・「集」の關係である。この集はその巻頭の

序文中に「(前略)圓融太上法皇の在位のするに勅ありて家集をめす今上山山聖代また勅ありておなじき集をめす(下略)」とあつて、花山帝の勅命に應じ奉つたものである事が知られるが、かゝる勅命は單に能宣一人に留らず當代一般の歌人達に對しても下されたものと解すべきで、一條天皇初期に成立したと思はれる私家集は他にもかなりのものあり元來勅撰集の撰進に當つてはそれに先行して家集の集輯がなされるのが例であるのを以てみれば、この圓融・花山二代に互る家集献納の御事は、恐らく後の拾遺抄或は拾遺集御撰進の爲の御準備行動であつたのではないかと拜察される。事實、院の勅撰と思はれる「集」には異本能宣集が資料として利用されてゐる事既述の如くであるから、かくして院の御手許に集輯されてゐた諸資料群が凡て院から「集」の撰者に轉移提供されたものとみる事も、恐らく甚しく不當ではないと思はれる。而して「抄」に於いて「異本能宣集」が用ゐられてゐないのは、この事花山院御自撰説へ、或は恐らく院から資材の供給がなかつた事を意味するものであらう。「異本能宣集」は恐らく寛和・永延の頃には成立してゐて、「抄」の頃には既に花山院の御手許にあつた筈である。爲に「抄」の撰者は小大君達に對して別に資料の提供を求めてゐるのである。然し何故、「抄」も「集」と同じく院の勅撰になるものでありながら、「集」の如く院から資料の供給を受けなかつたのであらうか。

こゝには敢て一散佚歌集「如意寶集」と「抄」との關係に基いた一つの薄弱な想像の記述を許して頂かう。元來「如意寶集」については今日僅に近衛侯爵家舊藏の「如意寶集目錄」平安朝古鈔本なる原本は焼失して、東大國語研究室藏影寫本現存するのみ。によつてその構成組織の大體と歌數を、及び傳宗尊親王筆二葉の斷簡平安朝末期の書寫。「月かげ帖」所收。によつてその内容

の一斑を知り得るにすぎない。而してその斷簡のうち一葉は同集卷二夏部卷頭の部分で、此を「抄」の夏部卷頭と比較すると、

拾遺和哥抄
如意寶集 卷第二 夏部

冷泉院の東宮におはしましけるととき百首の和哥たてまつりける中に帶刀長源重之ナシはなのいろにそめしたものとをしければころもかへうきけふにもあるかな

夏のはしめによみ侍ける

はなちるといひしものをなつころもたつやをそきと風をまつかな

盛明親王 十五ナシ
(本文「如意寶集切」
旁「靜嘉堂本抄」)

右の如く單に内題を相異する程度にすぎず、他の一葉も「抄」の卷八戀部の二首で兩者殆ど一致する。「集」の九

八五・九八六の哥。接續の同じき事注意。單にこの二葉によつても、兩者に極めて密接な關係が存し、その成立上にも「抄」・「集」

間以上の親近關係が存したであらう事は想像に難くない。原より「如意寶集」については、撰者及成立年代共に不明で、單に平安朝期のものであるといふ事以上には知り得ず、従つて「抄」との先後に關しても何等論定の資料がないが、その構成が「抄」の整備せるに比して未だ完備せざるをみれば、或は「抄」よりも先出で「抄」の原據となつてゐるのではなからうか。歌數の點よりみれば或は「抄」を増補したもので、或は「抄」・「集」の中間に位するかも考へられるが、それでは首肯されぬ一・二の理由がある。

兩集		對照表	
卷數	卷名	如意寶集	抄
一	春	72	55
二	夏	40	32
三	秋	77	49
四	冬	41	30
五	賀	36	31
六	別	47	34
七	戀上	103	75
八	戀下	102	74
九	雜上	86	122
十	雜中	86	/
十一	雜下	85	82 (卷十)
計		775	584

(一)、「抄」があるのに尙「集」を撰進するに至つた原因は、恐らく「抄」の十卷たるに不満であらせられた院が、古今・後

撰の例に倣つて敢て廿卷たらしむべく企圖された所にあると臆測される。従つて「抄」の増補といふ場合にも、廿卷への意圖が根本的に存して居るべき筈である。然るに、如意寶集は歌數こそ「抄」より多いが、その構成には何らかゝる意圖を認め難い。寧ろ、その十一卷といふ不自然な卷數よりみても、これが更に十卷の「抄」に整備されたと見る方が自然なやうである。先の兩集對照表をみても明かな如く、「抄」に於て卷九・卷十の雜部が、他の卷に比して著しく多くの歌數を有してゐるのも、「如意寶集」に於て三卷に分れしものを二卷に短縮せんとした爲でなからうかとも思へる。

(二)、「如意寶集」は其名よりみて私撰集と思はれるが、「抄」の如き勅撰集がそのまゝ私撰集に發展するといふ如き事は考へ難い。逆に私撰集を基にして勅撰集に展開する事は考へ得るが。

爰に一つの大膽な假設的臆測をのべるならば、公任が院命を蒙つて撰集の業を行ふに當り、既存の私撰集「如意寶集」である。私はこれを公任の撰と推定するのを根幹としてそれに若干の増補刪減を行ひつゝ、増補——「小大君集」等其

後に得たかも知れない若干の新資料を加ふ。刪減——或は如意寶集に存してゐたかも知れぬ古今・後撰等を含む。以後の文獻に全然見えぬのも「抄」なる精撰本に壓せられてそれが流布に至らなかつた爲ではないか、而して既述の「抄」が院から資材の供給を受けてゐない事實も、「抄」が元來一私撰として撰進された歌集を根幹として踏襲してゐた爲ではなかつたかと思はれる。然しこれももとより臆測につぐに臆測を以てしたもので暴論の譏は免れぬ所であらう。

結局、「抄」が院から資材の供給を何故うけなかつたかの疑問に對しては、今の所不詳といふより他なく、敢てこゝに解決を急げば資料の貧困の爲に獨斷と揣摩臆測とに陥る惧れがある。こゝにはたゞ兩書の使用資料の相異に着目して、以て(1)撰者相異の一證となし、次に(2)院より資材の供給を受ける事なくしてかくも廣範圍の資料集輯を行ひ得た者は、當代第一の歌人であり又他歌人間に衆望厚かりし公任をおいて他には求め難いものではあるまいかとの想像を得て、以て前章所述の推定への傍證たらしめ、更には「抄」と「如意寶集」との關係を紹介して「抄」成立に關する一疑問を提示するにとゞめて、後日の考究を俟ちたいと思ふ。

昭和十一年一月稿

(後記) この蕪雜な論攷を終るに當つて、舊い御執筆になる御高説を濫りに引用・妄評さして頂いた武田博士和田博士鴻臚氏等に對し深く御詫致します。尙、文獻涉獵の便宜を御興へ下さいました靜嘉堂文庫・尊經閣文庫・宮内省圖書寮其他諸文庫當事者の方々に對しては厚く感謝の意を表する次第で御座います。